

# 事業計画書

## 1 運営ビジョン

### (1) 地域における役割について

#### ア 地区センター

地区センターが置かれている地域の特性をどのように理解し、その地域のニーズをどのように運営に反映していくかを具体的に記載してください

#### 地域特性と地域ニーズ

JR 本郷台駅前に位置し、区役所・公会堂など栄区の公共施設が集積しており、人が集まりやすい地域です。近隣の公田町、鍛冶ヶ谷町といった町名があることや鎌倉街道が縦断していることから歴史ある地域です。栄区のシンボルリバーであるいたち川が縦断しており、荒井沢市民の森も近く、自然に彩られた地域でもあります。

現在、駅を中心に“未来に向けたまちづくり”が進んでおり、将来約 560 世帯 2,000 人を超える新規住民の居住が見込まれています。ここから生まれるニーズに積極的に対応、賑わいの創出や新旧住民の交流の場として、また栄区の魅力を発信する中核施設としての役割が求められています。

#### 地域ニーズ

(令和 2 年度栄区運営方針・福祉保健計画)

#### ■ 未来へ向けたまちづくりの中核施設に

地区センターを含む複合施設の周辺で地域交流や賑わいの創出が求められている。

#### ■ 超高齢化社会の安全・安心を

身近なところで高齢者が生き生きと過ごせる場が求められている。

#### ■ 安心感のある子育てを

核家族化により、若い世帯では問題を解決できなくなっており、周りとのつながりが求められている。

#### 地域ニーズへの対応

#### ■ 複合施設協働で駅周辺のまちづくりを推進します。

交流の場、区の魅力発信、賑わいの創出により“未来へ向けたまちづくり”という区の施策を推進します。

#### ■ 世代間交流事業を促進し、健康寿命を延ばす取組をします。

スポーツによる三世代交流事業やシニア劇団の公演でシニアパワー活躍の場を提供し、身近なところで健康づくりを応援します。

#### ■ 地域の中で安心して子育てができる環境を目指します。

子育て支援事業やイベントを充実し、子供の体験・経験の場を作り、地域の人たちと触れ合う場を増やします。

## イ 地域ケアプラザ

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

### 指定管理者として行うべき取組

地域ケアプラザが果たすべき役割のうち「**地域包括ケアシステム**」の構築が最も重要と考えています。栄区の7館目の地域ケアプラザとして新しく誕生する「本郷台駅前地域ケアプラザ」において、福祉保健分野の専門性を発揮し、ご高齢者が地域で安心していつまでも暮らせるよう当該システムの推進を図るとともに、子育てや障害者への支援にも力を入れていきます。

#### (1) 地域包括ケアシステムの推進

ア どのような些細なご相談でも丁寧にお伺いし、迅速・的確に対応します。また、必要に応じ、適切な関係機関につなげます。

イ 自治会町内会、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、医療関係機関、介護関係機関等との顔の見えるネットワークづくりを中心となって積極的に行います。

#### (2) 子育て支援

子どもが集える場や子育ての不安について話ができる場として地域ケアプラザを提供し、近隣の保育園、小中学校、高校、子育て支援拠点、主任児童委員と一緒に、**子育ての応援団**になります。

#### (3) 障害者支援

栄区基幹相談支援センター「サポートセンター径」、栄区生活支援センター等関係団体と協力し、地域のお祭りや地域サロンにて**障害者とともに障害者理解が深まる啓発活動**を行います。また、障害者の方々の活動の場が増えるよう支援します。

#### (4) 複合的な課題を抱えた世帯への支援

個別の地域ケア会議で出た課題を包括レベルの地域ケア会議に反映させて、「8050問題」等について、区役所や生活支援センター等と連携して解決に向けて積極的に取り組みます。また、区役所で行われている「地区支援チーム会議」において、区役所内の各部署担当職員との顔の見える関係づくりに努めます。



(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して地域の魅力と課題を把握し、地区センター及び地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行っていくために関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

**地域の魅力と課題**

- ・ 歴史と自然に彩られた地域である。
- ・ 現在、駅周辺を中心に“未来へ向けた街づくり”計画が進んでいる。
- ・ 将来、560世帯、2,000人を超す新規住民の居住が見込まれており、新規住民が地域に早く馴染めるような仕掛けが必要とされる。
- ・ 元気な高齢者が多い地域であるが、一方で認知症の方も増えている。

これらを踏まえ

**【地区センター】**

魅力発信と課題解決のための活動	連携する団体等
<b>1 “栄区ってどんなところ” 事業を展開します。</b> ・ さかえの歴史講座(古代・中世・近代) 魅力発見事業 ・ いたち川ウォーキング(上流・下流) ・ 地域で人気の「昭和歌謡講座」(地域ケアプラザ共催)	ボランティア団体 (講師派遣)
<b>2 複合施設を中心に賑わいを創出します。(3施設※) 合同実施)</b> ・ 本郷地区センター他2施設の合同施設まつり ・ あらかるとコンサート ・ 本郷ハロウィン	自治会町内会 商店街 等
<b>3 シニア向け事業を共催し、世代間交流を促進します。</b> (3施設合同実施) ・ 世代間交流スポーツイベント ・ シニアライフノート作成講座等、シニア向け事業 ・ 地域のシニア劇団による芝居	ボランティア団体 (共催)

※ 3施設＝地区センター、地域ケアプラザ、区民活動センター (以下同じ)

**【地域ケアプラザ】**

魅力発信と課題解決のための活動	連携する団体等
<b>1 “孤立せず見守りあうまちづくりを目指します。</b> ・ 見守りチェックシートを活用し見守り体制を創出 ・ 地域サロンへの積極的な参加 ・ 地域に出向き出張講座・出張相談会を開催	自治会町内会、地区社会福祉協議会、介護事務所、医療機関、金融機関、商店街等
<b>2 認知症になっても安心して暮らせる見守り体制の構築</b> ・ 認知症サポーター養成講座の開催 ・ 早い段階からの認知症理解(小中学校での講座開催) ・ 認知症介護経験者を招いての介護者の集いの開催	認知症初期支援チーム 認知症キャラバンメイト 小中学校 介護者の会



<p><b>3 新規住民が安心して生活を送れるよう支援します。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域情報チラシ「Welcome 本郷台駅前（仮称）」の作成配布</li> <li>・ 子育てサポートシステムの担い手拡大</li> </ul>	<p>自治会町内会、近隣の保育園・幼稚園・子育て支援拠点等</p>
<p><b>4 継続的な運動や介護予防、健康相談の取組</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 元気づくりステーションの新設</li> <li>・ 「歩く」をテーマにした自主事業の企画実施</li> <li>・ 住民アンケートによりニーズを把握した新規事業企画</li> </ul>	<p>自治会町内会、地区社会協議会、保健活動推進員、スポーツセンター、老人クラブ</p>

(3) 担当地区における関係団体等との連携について

ア 地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加えて他の地区センター又は地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

**地域の関係団体との連携**

**【地区センター・地域ケアプラザ共通】**

**◆ 地域団体との連携 ◆**

- 1 連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換しながら各地域の情報を共有します。また、保健活動推進員、ヘルスマイト、環境事業推進委員等の各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行います。
- 2 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立する可能性がある高齢者に関する情報の共有を図ります。
- 3 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害対策の啓発や非常時における協力関係を強化します。

**【地区センター】**

**◆ 子育て支援・学習支援・高齢者支援で連携します。◆**

- 1 地域の**社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会**と連携し、親子カレーランチミーティングを共催し、子育て中の保護者の皆さんを応援します。
- 2 学校の先生OBを中心とした**ボランティア団体**と連携し、子どもたちの学習支援として放課後の「**楽習教室**」を共催します。
- 3 **民生委員**や**ボランティア団体**と連携し、地域の一人暮らしの高齢者を対象とした**昼食の給食事業**と、安否確認、食後のお楽しみイベントを開催します。(地域ケアプラザ共催)

子育て支援  
事業

➔



学習支援  
事業

➔



高齢者支援  
事業

➔



- 4 区内の**豊田地区センター、上郷地区センター**等と情報共有して、より充実した自主事業を展開していきます。



## 【地域ケアプラザ】

### ◆区行政との連携◆

- 1 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会における調整役を担います。
- 2 認知症キャラバンメイト連絡会、栄区地域づくりキャンパスの企画協力をします。
- 3 地域の相談内容に応じて、区役所担当部署職員と連携し、課題解決に取り組みます。また、定期的にカンファレンスを実施し、情報共有に努めます。

### ◆栄区社会福祉協議会との連携◆

- 1 地域福祉保健計画の推進や協議体、各種連絡会を通し、連携を図ります。
- 2 ボランティア育成やボランティアコーディネートに関して協力体制を構築します。
- 3 権利擁護事業の「あんしんセンター」と連携し、高齢者、障害者支援を行います。
- 4 第1層生活支援コーディネーターと連携し、地域課題に対して有効な社会資源の開発に努めます。

### ◆医療関係者との連携◆

- 1 栄区医師会、栄区在宅医療相談室との共催により、多職種勉強会を開催し、連携、スキルアップを図ります。
- 2 横浜栄共済病院と連携し、医師による地域住民向けの健康講座を実施します。また、認知症初期集中支援チームでの連携事例を通して、より広い協力関係を構築します。

### ◆他機関との連携◆

- 1 栄区生活支援センターや障害児者の関係団体等と連携し、共生社会実現に向けた講座や講演会を開催します。
- 2 学校、保育園、地域子育て支援拠点等と共催し、子育て支援事業を実施します。

### ◆他の地域ケアプラザとの連携◆

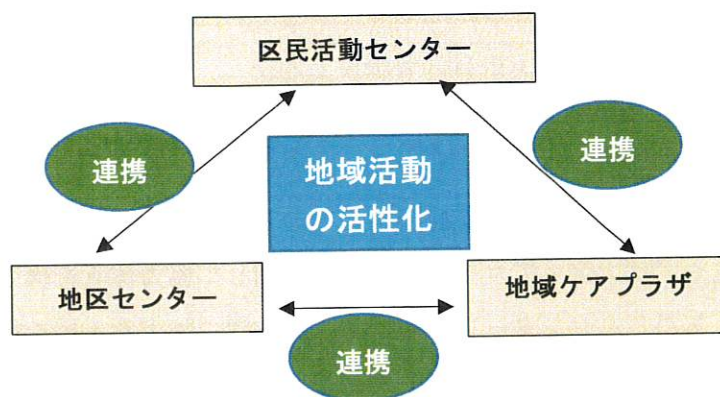
- 1 本郷台駅前地域ケアプラザが開所する前に担当されていた、桂台地域ケアプラザ、小菅ヶ谷地域ケアプラザと定期的に情報交換を行い、各事業などに活かします。また、地域をまたぐ支援については共催して取り組みます。
- 2 区内の連絡会及び協会内の地域ケアプラザの専門職別に行われる専門職会議などで、情報交換を積極的に行い、自主事業やネットワーク会議などでより充実した取組を行えるように努めます。また、近隣の桂台・小菅ヶ谷・中野地域ケアプラザ等と協力し、自主事業の開催等を通して地域福祉保健計画の推進に努めます。



イ 合築施設である、さかえ区民活動センターとの連携方法は具体的であるか。

#### さかえ区民活動センターとの連携

◆さかえ区民活動センターと連携し、情報提供や自主事業を充実し地域活動を活性化します。



- 1 区民活動センターの情報を、特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会が所管する9施設で情報提供することにより、多くの区民の皆さんにお知らせすることができます。
- 2 地区センター、地域ケアプラザで実施する自主事業等において、区民活動センターから講師等の紹介を受け、より充実した事業を展開することができます。
- 3 貸室利用については、それぞれの規定に合わせ、地域の皆様が利用しやすいよう案内します。受付窓口は3施設の事業を理解した者を配置し、窓口を一本化いたします。
- 4 区民活動センターと協力して共有部分の整備を行い、施設保持に努めます。
- 5 区民活動センター、地区センター、地域ケアプラザにおいて定期的な会議（月1回程度）及び、勉強会（年1回）を開催します。
- 6 区民活動センター、地区センター、地域ケアプラザにて定期的に（館内巡視も含め月1回程度）防災会議を行い、防災訓練（年2回）及び福祉避難所開設訓練（年1回）を協働で実施します。
- 7 区民活動センター、地区センター、地域ケアプラザの役割周知のため、施設まつりを共同開催します。区民まつりなど地域で開催されているイベントなどへも積極的に共同で参加します。
- 8 生涯学習、福祉など幅広い分野のボランティアセンターの役割を担います。



## 2 団体の状況

### (1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

#### 【地区センター】

##### 特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会

#### <基本理念>

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会は、地区センターやコミュニティハウスの運営を通じて、地域交流やまちづくりの推進、地域コミュニティの活性化を図り、「全ては地域や区民の皆さまのために」積極的な貢献をします。

#### <経営方針>

- ① だれもが何度も利用したくなる、魅力ある施設を目指します。
- ② 地域の自主的な活動を支援し、活力ある地域づくりに貢献します。
- ③ お客さまニーズをすばやく捉え、サービス向上につなげます。
- ④ 行政と協働し、施策とタイアップした事業を展開します。
- ⑤ コスト意識を徹底し、効率的な運営を実行します。

#### <事業実績>

区内9施設（本郷地区センター・豊田地区センター・上郷地区センターのほか、老人福祉センター横浜市翠風荘、横浜市桂山公園こどもログハウス、コミュニティハウス（4カ所））の一体的な管理運営を行っています。令和元年度には、約42万人の利用があり、9施設で合計671回の自主事業を実施しました。

併せて、公益財団法人横浜市スポーツ協会と共同で、栄公会堂・栄スポーツセンターを運営しています。

#### <特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会の特色>

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会の役員には、栄区連合町内会・栄区シニアクラブ・栄区文化協会・青少年指導員協議会など区内の主要な活動団体の代表の皆様が就任していただいております。各地域での活動状況を把握しておりますので、地域の実情に合わせた適切な事業運営が可能です。

特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会が区内9施設を一体的に運営することで、連携事業が実現でき、点から面的な広がりをもった相乗効果を発揮しています。





(3) 福祉専門職集団であることを自負し、徹底した専門性を追求し、質の高いサービスを提供できるよう研鑽を積んでいきます。

(4) 職員の心身の健康増進に努め、平成 30 年 9 月に「健康経営宣言」を行い、令和元年 4 月より「横浜健康経営認証クラス A」の承認を受けました。

(5) 理事会を中心としたガバナンスを基に健全で安定した経営を行います。監査法人による監査や内部監査を実施し、透明性・健全性・安定性を維持していきます。



## < 業務実績 >

社会福祉法人横浜市福祉サービス協会は、昭和 59 年 12 月に財団法人として設立され、平成 9 年 1 月に地域ケアプラザや老人ホーム運営のため、社会福祉法人となり、これまで 36 年間にわたり、横浜の地でお客さまへの質の高いサービス提供のため、「できるコト、まだまだ。」を合言葉に歩んできました。

令和元年度収入総額は 131 億余円でした。

## < 社会貢献事業 >

横浜市に根差した社会福祉法人として、市民の皆様への認知症等の専門家による公開講座の開催や、市内の介護事業者等への介護技術講座や研修など、他に先駆けた社会貢献事業にも力をいれてきました。



令和元年度一般公開講座  
「地球の今と災害対策」

## (2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

### 【特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会】

#### 1 協会の予算執行の基本的考え方

協会は、地区センターなどの公の施設を運営するだけでなく、まちづくりの推進、生涯学習の推進、青少年の健全育成、健康スポーツ事業など様々な自主事業を展開しています。

NPO法人の設立主旨を念頭に、それぞれの施設が設置の目的である地域コミュニティの活性化などに寄与するように、営利よりも利用者へのサービス向上など、地域や利用者への還元を第一に効果的な予算執行を行います。

また、基本協定書及び協会の「経理規程」に則って、適切に予算執行を行ってまいります。

#### 2 法人税等の滞納の有無

法人税、法人事業税、法人県民税、法人市民税、消費税について適正に納税し、滞納はありません。

#### 3 財務状況の健全性

令和元年度決算において、総資産対正味財産比率が 88.6%となり、次のとおり高い安全性を維持しています。



### ○令和元年度決算数値

1	総資産対正味財産比率 (正味財産/総資産×100)	88.6%	総資産対正味財産比率は、88.6%を示し、返済義務のない安定的な資産で運営しています。
2	当座比率 (流動資産(棚卸資産除く)/流動負債×100)	872.1%	当座比率は、872.1%となっており、短期的な支払(負債)について十分対応する能力を有しています。
3	借入金比率 (借入金/総資産×100)	0%	無借金の経営体質となっています。
4	現金及び現金同等物の期末残高	131,554千円	過去及び現在において不良債権はありません。

#### 4 安定した経営ができる基盤

協会は、平成21年度設立以来、すべての決算において収支差額がプラスになっています。人件費の抑制、管理費の適正執行等により令和元年度末正味財産は、116,796,092円であり、安定した経営基盤を維持し続けています。

### 【社会福祉法人横浜市福祉サービス協会】

#### 1 予算の執行状況

理事会の承認を得た予算計画に基づいた執行を原則とし、毎月各部門別の実施している収支振り返りや四半期ごとに実施している経営会議等において、予算執行状況を把握し、適正な管理の徹底を図っています。

また、毎月顧問会計事務所による会計チェックを受け、予算の執行状況を確認しています。さらに、監査法人により、会計監査及び指導を受け、適正な財務管理に努めています。

#### 2 法人税等の滞納の有無

社会福祉法人のため法人税は原則非課税で、消費税については顧問会計事務所の指導を受け適正額を納付しています。なお、令和元年度分の消費税納税額は4,721万円です。

#### 3 財政状況の健全性

令和元年度の収支差額は、3億4千6百万円で、平成17年度以降黒字となっています。

また、制度融資以外の有利子負債は平成19年度に完済しており、現在の借入金は特別養護老人ホーム建設資金と協会本部ビルの購入資金の一部(テナント部分相当分)のみで、計画に基づき返済しています。

令和元年度決算は、総資本回転率1.33回、流動比率210.9%、当座比率210.8%であり、財政状況は健全な状況です。

○令和元年度決算数値

1	総資産対正味財産比率 (正味財産/総資産×100)	83.9%	修繕積立金等を除いて任意の積立金は、約40億円を有しています。
2	当座比率 (流動資産(棚卸資産除く)/流動負債×100)	210.8%	支払い能力において十分な安全性を有しています。
3	借入金比率 (借入金/総資産×100)	4.3%	社会福祉法人事業会計で、2億8千7百万円、収益事業会計で1億7千万円あります。
4	現金及び現金同等物の期末残高	579,576千円	期末残高は左記の通りですが、安全かつ確実な国保連等に対する未収金が約19億円あります。

4 安定した経営基盤

令和元年度末正味財産は、89億円であり、また、経営の安定化や将来の新規事業展開等に備え、令和元年度は事業資金積立金2億円、経営安定化基金1億9千万円の積立を行っており、今後も計画的な積立を継続していきます。

3 職員配置及び育成

(1) 施設長並びに各施設における職員の確保及び配置について

ア 施設長

地区センター及び地域ケアプラザを一体的に運営していく上で、どのような経験や資格を有した施設長を配置するのかについてその考えを記載してください。

地区センター、地域ケアプラザ及び区民活動センターを運営する上では、

- ①福祉保健関係の経験があること（地域福祉関係・個別ケースの対応・介護保険事業）
- ②地区センター、地域ケアプラザ及び区民活動センターの役割を理解していること  
(委託事業経験、経理・労務について理解)

上記の経験が豊富で、複合施設の効果を十分に発揮できる調整能力のある人物を配置します。

イ 地区センター

地区センターを運営する職員の人員体制（雇用種別、人数など）と勤務体制（勤務時間、休日設定など）を具体的に記述してください。また、この組織体制が、地区センターの管理運営を行っていく上で優れている点を示してください。

上記組織体制における各職員の業務種別について、業務内容（所掌事務）、必要な職能（資格、技能、経験値）、採用の条件（経験値、資格、経歴など）などの概要を具体的に記載してください。

1 人員体制（雇用種別、人数など）

- (1) 常勤職員 3人
- (2) 非常勤スタッフ 5人



## 2 勤務体制（勤務時間、休日設定など）

### （1）勤務時間

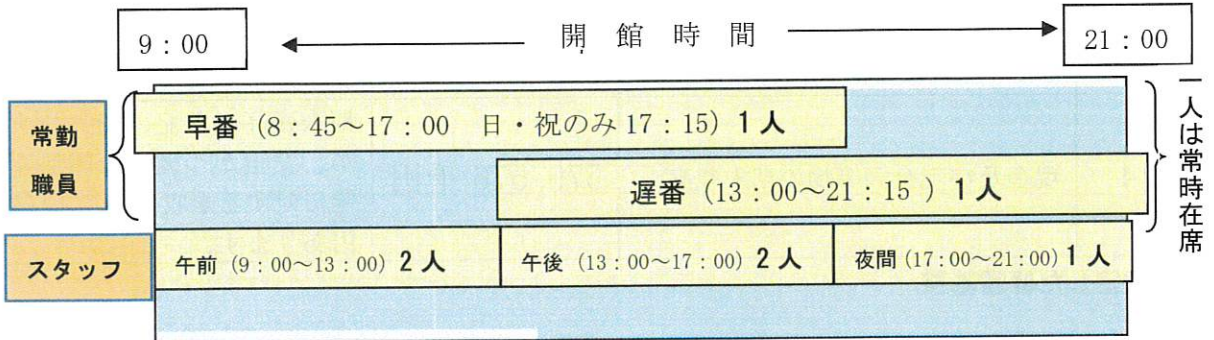
#### ア 常勤職員

■早番：8時45分から17時 ■遅番：13時から21時15分

※ 開館時間中、常時1名以上の体制とします。

#### ア 非常勤スタッフ

■午前（9時から13時）2人、午後（13時から17時）2人、夜間（17時から21時）1人



## 3 地区センターの管理運営を行っていく上で優れている点

お客さまサービスを第一に、安全・安心・快適にご利用いただけるレベルを安定的に維持でき、かつ、最少人数で最大効果を発揮する人員配置である点が優れています。

## 4 各職員の業務種別について

### （1）業務内容（所掌事務）

#### ア 常勤職員

総合受付等窓口サービス、利用料金、庶務、経理の支出業務能

自主事業の企画実施、広報、統計事務等

#### イ 非常勤スタッフ

複合施設の総合窓口を担当し、施設の「顔」ともなる職員です。運営実務の中核であり、施設の予約受付、案内、貸室、物品や図書の貸出、会議室清掃、お客さまへの窓口でのご案内を担当します。

### （2）必要な職能（資格、技能、経験値）

#### ア 常勤職員

特に資格は必要ありませんが、スタッフ職員を適切に指導し、事務処理能力、自主事業の企画立案、広報に力のある職員が望ましい。

#### イ 非常勤スタッフ

特に資格は必要ありませんが、教育、福祉などの経験があり簡単なパソコン作業ができることが望ましい。

### (3) 採用の条件（経験値、資格、経歴など）

#### ア 常勤職員

採用に際しての資格等の条件はありませんが、地区センターは地域の施設であるので、地域の状況をよく知り、理解した職員を採用することに配慮します。

また、スタッフを適切に指導し、事務処理能力、自主事業の企画立案、広報に能力のあることが、採用の条件となります。

#### イ 非常勤スタッフ

地区センターの設置趣旨として、なるべく多くの住民に地区センターの運営に参加していただくことを踏まえ、地元の区民を採用し、3年間の任期で後任者に交代していただきます。採用に際しての資格等の条件は、ありません。

### ウ 地域ケアプラザ

地域ケアプラザを運営していく上で、職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

#### 1 人員体制（雇用種別、人数）

(1) 常勤職員 9人

(2) 非常勤スタッフ 3人

事業	職種別	人員等
施設長	3施設の全体統轄	常勤職員1人
地域ケアプラザ運営事業 (地域活動交流事業)	地域活動交流コーディネーター	常勤職員1人
	サブコーディネーター	非常勤スタッフ1人
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーター	常勤職員1人
地域包括支援センター 運営事業	保健師もしくは看護師	常勤職員1人
	社会福祉士	常勤職員1人
	主任介護支援専門員	常勤職員1人
居宅介護支援事業	主任介護支援専門員及び介護支援専門員	常勤職員各1人
介護予防支援事業	予防プランナー	非常勤スタッフ1人
全事業共通	複合施設事務スタッフ	常勤職員1人 非常勤スタッフ1人

#### 2 勤務体制

##### (1) 常勤職員

■早番：8時45分～17時15分 ■遅番：12時45分～21時15分

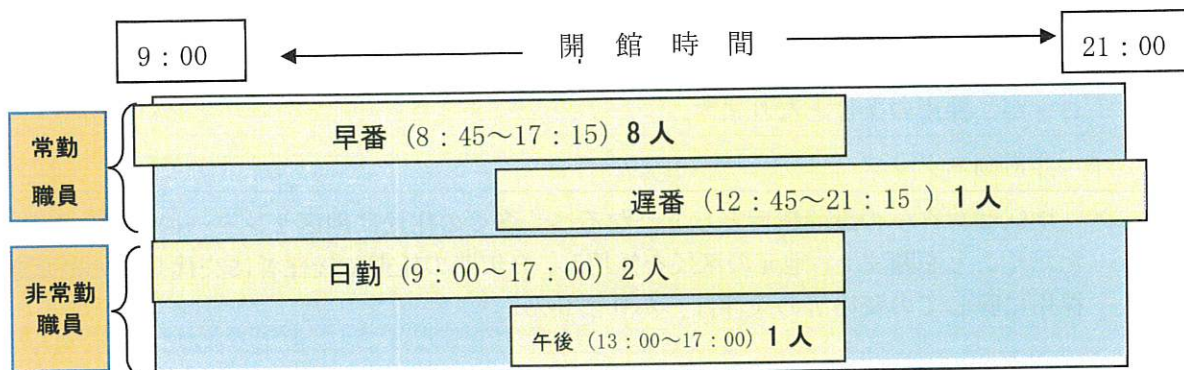
※ 所長を含めた9名でローテーション勤務。遅番については当初1人とし、駅前の立地から夜間のご利用者が多い場合にはローテーションを組み替えます。



(2) 非常勤スタッフ

■サブコーディネーター・予防プランナー 9時～17時

■事務スタッフ 午後(13時～17時)



3 有資格者・経験者の確保

(1) 地域活動交流コーディネーター

地域の状況をよく知り、地域の福祉保健活動を活性化できる人材を配置します。

(2) 生活支援コーディネーター

社会福祉士や主事等の介護・福祉資格を有している職員を配置します。

(3) 包括支援センター3職種(保健師もしくは看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員)

地域の様々な相談や問合せ等に適切に対応できるよう、協会が指定管理者として受託している市内20館の地域ケアプラザにおいて、地域福祉保健・地域医療との連携業務に関して経験のある職員を配置します。

(4) 居宅介護支援事業(主任介護支援専門員及び介護支援専門員)

協会のスケールメリットを活かし、ご満足をいただける的確なサービス提供ができる人材を配置します。

(5) 事務職

居宅介護支援事業の請求事務にも精通し、3施設全般の業務が円滑に遂行できるよう調整役も果たせる人材を配置します。

(2) 育成・研修について

地区センター及び地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

**職員の人材育成・研修計画**

◆複合施設であることにより多様化するニーズに適切に対応するため、求められる職務能力◆

- 業務に関する専門知識を深め、わかりやすい説明ができる。
- 笑顔で、ていねいな言葉づかいができる。
- お客さまとの約束を守り、対応や手続きが迅速にできる。
- お客さまの気持ちをくみ取り、おもてなしの心を持って接することができる。



スタッフ全員がサービス接遇検定資格の取得を目指します。  
(補助制度導入済)

さらに、個人情報保護等、常にコンプライアンスを意識して、公平公正な対応を徹底します。こうした視点に立ち、職場研修(OJT)を基本に、次の研修を実施します。

<b>館内集合研修</b>	職員を対象に、個人情報保護や人権及び日常業務の進め方の確認等について、研修を行います。	
<b>スキルアップ研修</b>	施設長等が中心となり、お客さまサービス向上や職員のスキルアップを図るため、職場内研修(OJT)で話し合いを継続実施します。	年3回 (休館日に実施)
<b>サービス接遇検定資格</b>	スタッフ全員がサービス接遇検定資格の取得を目指します。 ※サービス接遇検定:(公財)実務技能検定協会主催、文部科学省後援	受験年1回
<b>防災研修 (防災避難訓練)</b>	消防署より講師を招いた訓練を実施し、緊急対応・AED機器の取扱等を確認し、万全の体制を整えます。	年2回
<b>新規採用者研修</b>	新人職員を対象に、業務内容・接遇・危機管理・個人情報保護・人権啓発等の研修を実施し、4月からの業務に備えます。	3月 (4日程度)
<b>全体研修会</b>	全職員に対し、個人情報保護、接遇対応、サービス向上、人権啓発、事故防止、区の主要事業等の研修を行い、お客さまが安全・安心・快適に利用できる施設運営を行います。	年2回
<b>施設長会議</b>	両協会にて、地区センター、地域ケアプラザ各々の施設長会議を行い、施設長の業務情報の共有化により、事務処理の効率化・運営上の課題等について意見交換を実施します。	年12回 (月例)
<b>外部団体研修</b>	区民活動センター主催研修、地区センター館長会主催研修、地域ケアプラザ分科会全体研修など	随時参加
<b>地域ケアプラザ 専門研修及び 人材育成</b>	協会本部ビル内に研修センターを設置し、職種・年齢層・入社年数・職制等様々な区分による研修を実施。 ・福祉専門職としての能力向上のための定期的な研修やフォローアップ研修 ・介護福祉士や介護支援専門員、社会福祉士等の資格取得の奨励・支援	総実施件数 45回 (延べ実施回数 100回)



<令和元年度協会本部研修センターでの研修実施状況>

	階層別 研修	課題別 研修	職種別 研修	資格取得 支援研修	合計	公開講座	合計
実施回数	31回	17回	43回	6回	97回	3回	100回
受講者数	672人	628人	1,531人	146人	2,977人	432人	3,409人

※ 事業所ごとの職場研修は、令和元年度は延べ1,054回、延べ12,807人参加。



採用時研修



介護技術研修



実務者研修

## 4 施設の管理運営

### 1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組みについて

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な維持保全（施設・設備の点検等）計画及び積極的な修繕計画について、具体的に記載してください。

#### 1 建物・設備等の保守管理、補修計画、清掃計画、衛生管理

当複合施設は、高齢者、障害児者、乳幼児等、地域の様々な方が利用されます。そのため安全確保を最優先するとともに、常に「地域の皆様が快適に安心して利用できるよう施設・設備の安全と清潔を確保する」ことに最善の注意を払います。

#### ◆維持管理の方針・効率化の工夫◆

##### ① お客さまが安全・安心・快適に施設利用ができるよう、常に施設を良好な状態に保ちます。

横浜市の「公共建築物簡易点検」のガイドラインに従って施設点検を実施し、建物の異常の有無をチェックし、異常個所の早めの発見と対処により大規模修繕を未然に防ぎます。

##### ② 館内の掃除を徹底し、お客さまを気持ちよく迎えます。

接客の基本は、施設を常に清潔に保つことが重要であると考えます。全員が、どんな小さなごみや汚れも見逃さず、館内清掃の徹底を図ります。パブリックスペースは委託による日々清掃のほか、館全体の清掃ワックス掛けを月1回実施します。各部屋については、利用直後に点検を実施し、異常・汚れ等を早期に発見し対応します。

空調のフィルター清掃等も定期的に行い、空気環境の清浄度の維持、向上に努めます。

また、車椅子や杖歩行の方にも安全に利用していただくために、通路に物を置かない等、安全面に配慮します。

##### ③ 新型コロナ等の感染症対策を施設管理上の重要項目に位置付けます。

予防対策として、入館時の体温チェック、手指消毒（消毒セットの配置）、いわゆる“3密”を防ぐレイアウトや館内の換気などを行い、手洗いの徹底を職員が励行し、お客さまに対しての呼かけやポスター等を掲示します。



##### ④ 職員直営の修繕ノウハウの蓄積を活かし、維持管理を効率的に実施します。

これまで老朽化に伴う備品や破損箇所など軽微な補修や小破修繕は、殆ど職員が直営作業により補修を行っており、そのノウハウは延々と蓄積されたものがあります、今後もこうした経験を活かし即応体制と経費節減に努めます。

##### ⑤ 計画的な修繕を実施します。

施設全体の修繕計画を策定し、優先順位に従い効率的に修繕を行います。

##### ⑥ 保守点検

設備総合巡視、空調設備、エレベーター、機械警備、冷暖房機器、自家用電気工作物、自動制御盤等の保守点検を定期的に行います。



## ⑦ 衛生管理

建築物環境衛生管理、簡易水質検査、害虫駆除等を定期的に行います。特に料理室は、料理室専用の履物を用意するなど、衛生管理には万全を期します。





さらに感染症発生時にも職員が迅速、かつ的確に対処できるよう研修や訓練を行います。衛生委員会を毎月実施し、館内の安全・衛生の徹底と職員自身の健康管理に努めます。

## ⑧ ウェブアクセシビリティ方針

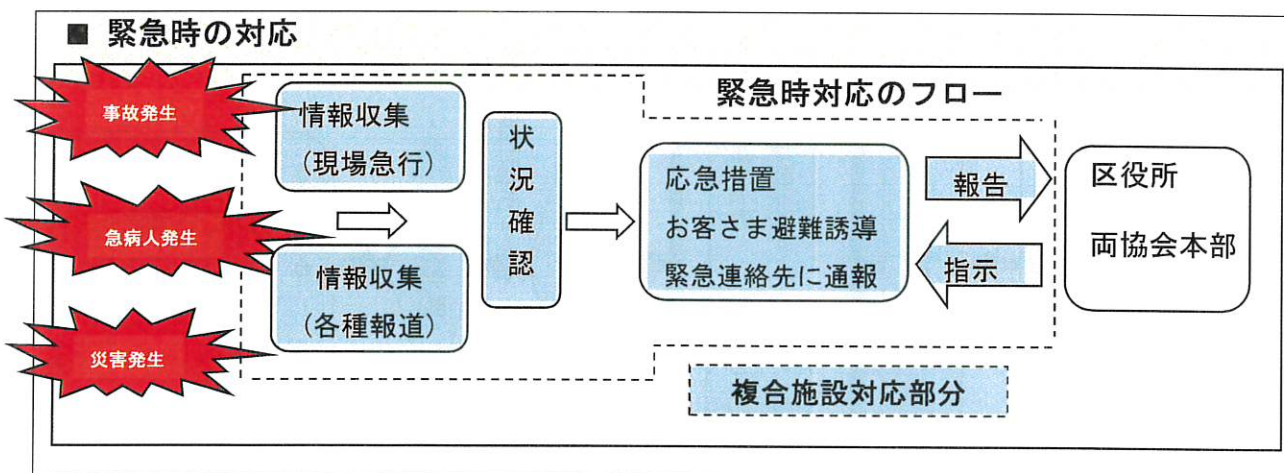
どなたにも支障なくウェブをご利用いただけるように「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の適合レベルAAに準拠し、ウェブアクセシビリティの確保と向上に取り組みます。

## (2) 事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制に関する意識の高さ・対応の適切性、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。※急病時の対応など。

事件・事故の防止体制及び緊急時の対応		
<p>■ お客さまが常に<b>安心・安全、快適</b>に、ご利用いただけるよう、緊急時に備え万全な体制を準備します。</p>		
1) マニュアルの共有化	防犯・事故対策マニュアルを作成し、緊急時の対応を全職員に徹底し、適宜研修を実施することにより緊急時に備えます。	
2) 緊急連絡先の掲示	緊急連絡先や全職員の連絡体制を事務所内のわかりやすい場所に掲示し、初期対応を速やかにします。	
3) 館内を定期巡視	館内を定期的に巡視し“業務チェックシート”を活用し、不審者・不審な物の早期発見に努め、事件・事故を未然防止します。	
4) 危険予知の徹底	日頃から事故事例情報により危険を予知し施設内に潜んでいる危険要因を事前に除去します。	 <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">危険 予知</span> 
5) 立地条件を活用	駅前であるため、消防署や警察署からのアクセスが良いことのメリットを活かし、研修やイベントへの参加等で日常的に連携することにより、災害発生時の早期対応や不審事案の未然防止ができる体制をとります。	
6) 日常点検と対応準備	設備の法定点検や、チェック表とマニュアルによる日常点検を行うとともに、急病時には緊急対応ができるよう、AED操作方法を含む救急救命研修を定期的実施します。緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報などの緊急対応を行うとともに、区役所等の関係機関に連絡し、適切な対応を行います。	
7) 再発防止の対策	再発防止に向けて、迅速に状況分析や原因究明を行い、改善等を実施した後、区・両協会本部へ報告します。 さらにミーティングや全体会議で報告・共有し、職員全員に周知・徹底をします。	



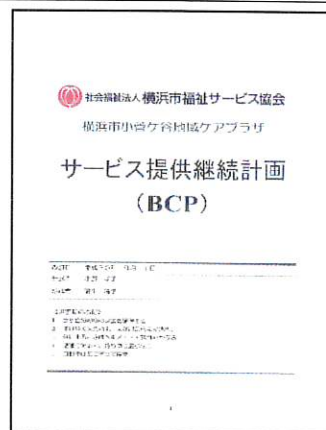


### (3) 災害に対する取組について

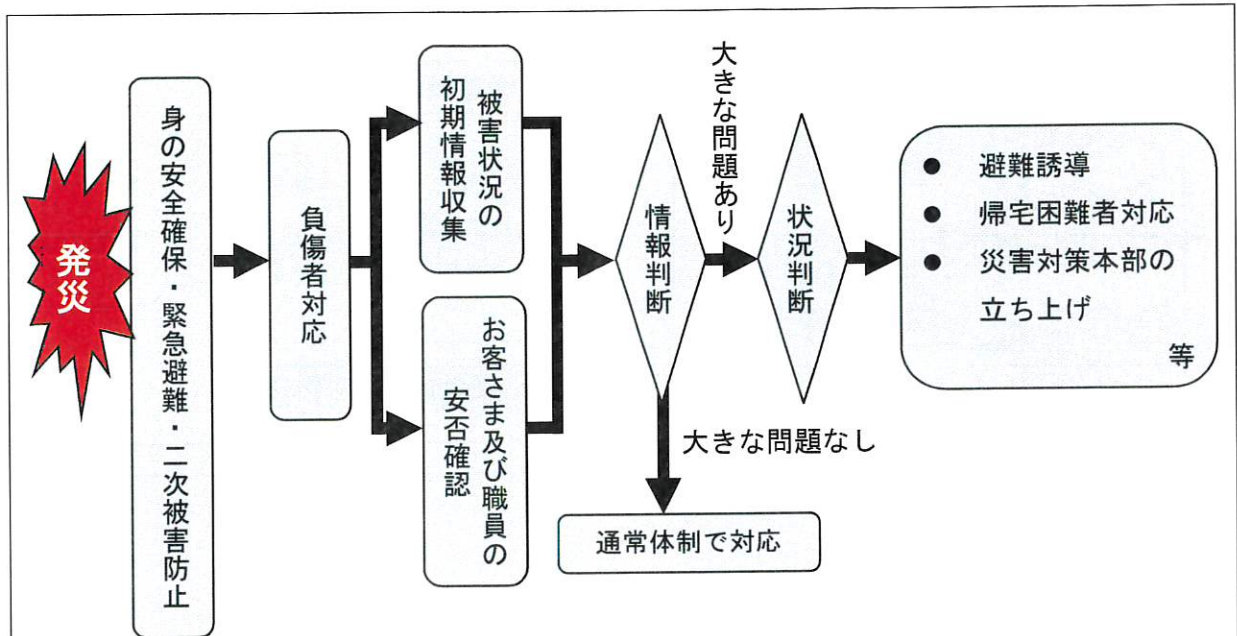
#### ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難場所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

災害時の対応	
1 マニュアル策定と訓練	
1) マニュアルの策定と机上訓練	<p>地震・火災等の災害時に速やかに対応できるよう、防災対応マニュアル・消防計画等を策定します。さらに独自に地震等の大規模災害発生時にサービスを必要とするお客さまに可能な限り迅速的確に対応するため、サービス提供継続計画（BCP）を整備します。また、定期的に、BCP机上訓練を実施し、適正な対応に備えます。</p>
2) 防災訓練	<p>年2回、防災訓練を行います。その際は、日頃地域ケアプラザを利用される方や近隣住民の方にも参加していただき、職員が適切な対応をとれるように努めます。職員は日頃から役割を決め、実際の災害発生時に対応できるよう実践的な訓練を実施します。訓練終了後は、消防署による消火器、AED訓練や災害についての講話など行い、職員・近隣住民ともに技術・知識の向上を図ります。</p>
3) 徒歩参集訓練・安否確認訓練	<p>年1回、施設長及び福祉避難所開設施設長代行者を対象とする徒歩参集訓練や年に2回、全職員を対象にメールによる安否確認訓練を行います。</p>







## 2 災害時の近隣との協力体制

1) 近隣との連携	各地域防災拠点、各自治会町内会の防災訓練に参加し、職員と地域との連携・協力体制を整えます。
-----------	---

## 3 福祉避難所の体制

1) 万全な体制	<p>栄区と福祉避難所の協定を結び、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが難しい方の受け入れができるよう、体制づくりに努めます。</p> <p>夜間等営業時間外の発災時、開錠、福祉避難所の開設体制が速やかに行えるよう、自宅と職場間が近い職員に施設長代行を行うルールを定めます。</p>
2) 応急物資の管理	市からの応急物資の他、両協会独自に物資の整備を行い、定期的な数量や保管状態の点検を実施します。
3) 広報	地域の総合防災訓練への参加や地域行事等の機会をとらえ、福祉避難所の広報を行うなど、災害発生時に備えます。
4) 開設訓練	<p>一時避難所（地区センター）や福祉避難所（地域ケアプラザ）の開設を想定し、年1回、複合施設全体で開設訓練を行います。訓練は、横浜版HUG（避難所運営ゲーム）を活用し、実際に受け入れを行っている状況を想定し、繰り返し実施します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div data-bbox="603 1778 911 2009"> <p>福祉避難所開設訓練</p> </div> <div data-bbox="1123 1771 1310 2009"> <p>横浜市版HUG</p> </div> </div>



## イ 災害に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害への取組	
■ 緊急事態発生時にはこれまでの大災害の教訓を踏まえ、お客さまの安全を第一に行動します。	
1) 立地を考慮した地域避難所	当施設はいたち川が隣接していることから、開所前に区役所と当施設の津波等の危険性について確認します。危険性がなければ、「地域避難施設」として区との協定を締結し、災害時に積極的に対応がとれるよう、常時から職員の役割分担・各部屋の利用計画を立て、非常時に備えます。 また、水害については、土嚢などの備品を準備します。 通常の風水害に対しても、通勤・通学途上の「一時避難所」として提供します。
2) 経験を活かした地震対策	これまでの地震災害時の経験を踏まえ、陶芸室の作品棚、倉庫物品棚、閲覧コーナーの本棚等、不安定な設備や備品に対し、常時より落下・転倒防止対策を強化します。 市内で震度4以上を感知した場合、全施設点検を実施し、区役所、両協会へ速やかな状況報告を行います。お客さまの安全な避難誘導に備えます。
3) 感染症対策も取入れます	新型コロナウイルス等の感染症の拡大が想定される場合、お客さまへ入館時の手指の消毒の徹底をお願いし、換気の励行、館内レイアウトの変更により、いわゆる“3密”状態での利用にならないようにします。また、関係機関と調整し、休館等の措置を取ります。
4) 防火管理者の取得	施設長は防火管理者の資格を取得し、防災計画、消防計画を作成します。
5) 各種講習の受講	日頃から地域の消防署や警察署との連携を密にし、定期的に講師を招いた訓練・研修を行い、緊急対応・AED機器の取扱等を習得します。
6) 自動販売機の設置	災害対応型自動販売機を設置します。
7) 職員の安否確認及び参集確認	震度5強以上の地震発生時には、職員全員に安否確認メールを配信し、状況把握とともに参集の可否についても確認し、複合施設の安全確認や地域支援の準備に入ります。
8) 台風等の予防策	大規模災害が予想される場合には、それぞれの協会本部とも連携して、お客さまや職員の安全を確保します。
9) 独自の対策	災害発生時の職員用応急備蓄を独自に行い、発災時に速やかに利用できるよう職員分のヘルメットを準備し、職員の安全確保に配慮します。
10) 地域の安否確認【地域ケアプラザ】	サービス提供継続計画（BCP）に沿い、独居のお客さま等、優先順位を決め、地域の安全確認を行います。



(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

**公の施設としての管理**

■ 「地区センターや地域ケアプラザは最も身近な“公の施設”である。」との認識で、地域交流の場として誰もが気軽に何度でも利用したくなるような「お客さま本位」の管理・運営をします。

1 平等・公平・公正

全てのお客さまが公平・公正にご利用できる運営を行い、特定の団体や個人が有利あるいは不利とならないように、**平等・公平・公正**に対応します。

(ヘイトスピーチが疑われる場合は、速やかに区役所と相談し、不許可等の対応をします。)

2 公益性・健全性・透明性

運営にあたっては**公益性・健全性・透明性**を堅持し、個人情報や人権尊重に万全を期します。

3 区との連携

お客さまの要望に沿った柔軟な対応に当たる場合は、区と協議をしながら検討します。

4 コンプライアンス

法令の遵守等、業務の**公正・透明性**を高めます。

5 介護保険サービス事業者との連携（地域包括支援センター）

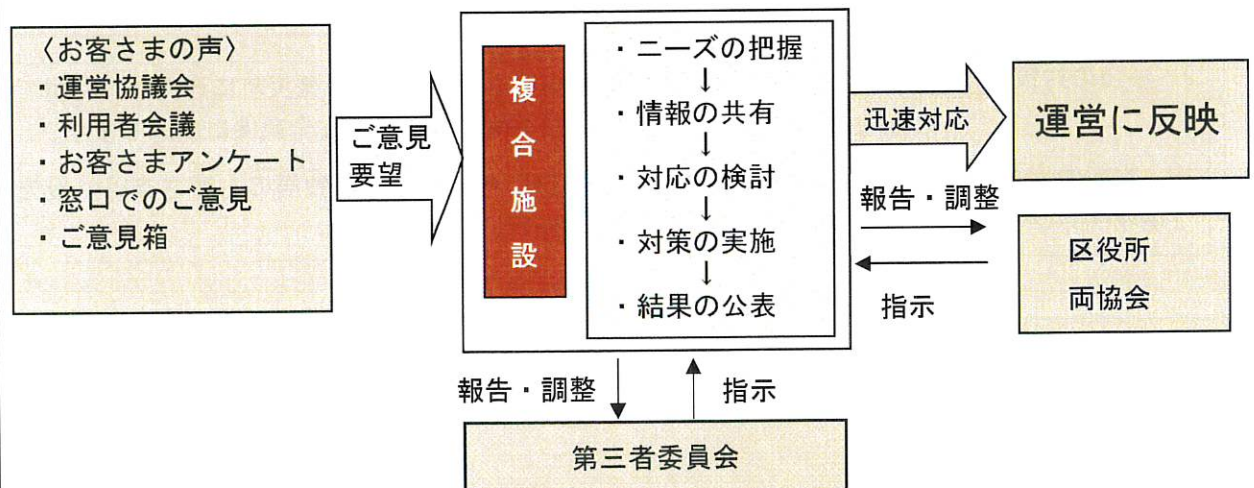
お客さまの要望やニーズを踏まえた事業所の選定ができるよう、エリア内の介護保険サービス事業者の連絡会を定期的に行い、特色を把握するとともに、事業所選定に偏りが出ないよう管理します。

(5) 利用者のニーズ・要望への対応

利用者の意見及び要望等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

**お客さまのご意見、ニーズの把握と運営への反映**

◆あらゆる機会を捉えて、お客さまのニーズを把握し、管理・運営に反映します。◆



◆お客さまのご意見を伺いながら地域に親しまれる施設づくりを目指します◆

お客さまのニーズ・要望・苦情につきましては、職員で検討して改善するほか、お褒めいただいた意見につきましては、さらに発展させるよう努めます。

1 要望・苦情への対応

お客さまからのご意見、ご要望、また苦情等に対して、可能な限り、その場で解決を図る等、迅速に対応します。

2 運営協議会、利用者会議の設置

運営協議会や利用者会議で、施設運営に対するご意見を伺います。

3 第三者委員会の設置

公正・中立な立場から斡旋、調整を行う第三者委員（マスコミ・福祉事業所・大学教授等の有識者）を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組みます。

4 「ご意見箱」の設置

「ご意見箱」を設置し、いつでもどなたからでもご意見などを受付できるようにします。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、対策を講じて再発防止に努めます。

5 アンケートの実施

事業ごとにお客さまアンケートを行い、改善、発展につなげていきます。

6 市・区への報告

必要に応じて、市や区へ要望や苦情についての報告を行います。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

個人情報の保護

■ 当複合施設は、高齢者、障害児者、乳幼児等、地域の様々な方が利用され、大切な個人情報を取り扱う機会が多くあります。それだけに、個人情報の取扱には意識をもって対応するよう具体的な取扱マニュアルを定め、さらに毎年度両協会研修を組み、全職員に徹底し、遵守するよう努めます。

1) 個人情報保護規程の策定

横浜市が制定する「個人情報保護条例」の趣旨に則り、定めた「個人情報保護規程」を複合施設全体で共有し、個人情報の管理に関する責任者と担当者を定め、管理体制と責任を明確にします。

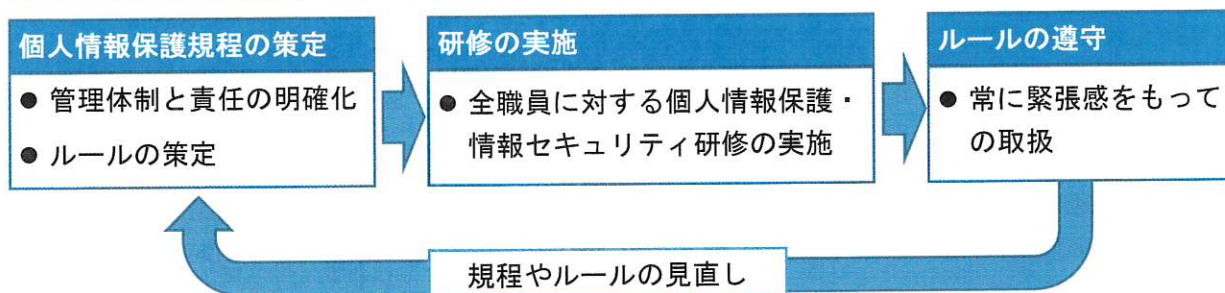
2) 研修

全職員に対し、年1回「個人情報の取扱について」の研修を実施し、報告書を区役所に提出するほか、両協会で開催する「個人情報保護・情報セキュリティ研修」をセキュリティ責任者及び担当職員が受講し、職場で他職員への伝達研修を実施します。

さらに、実際に個人情報取扱チェックを実施し、自己を振り返り、緊張感をもって個人情報を取り扱います。



3) 個人情報の取扱	<p>ア 契約書、個人ファイル、電子媒体などは施錠できるロッカーなどで保管することとし、業務上持ち出しが必要な場合には、紛失や漏えいのないよう最小限の情報のみとし、持ち出し返却の確認簿により管理します。</p> <p>イ 注意喚起の内容をFAX機前に張り出し、送信前に確認します。送信の際は送信前に氏名等にマスキングをし、複数の者が必ずダブルチェックをします。</p> <p>ウ 広報紙等において、個人が特定できる写真や記事等を掲載する場合には、必ず書面と口頭で了解を得ます。</p>
------------	--



### 情報公開の取組

- 地域ケアプラザ及び地区センターは、地域の皆様からの信頼のもとに運営します。

1) 信頼の獲得	健全な組織や財務であることは当然ながら、どのような団体であるか、どのような運営状況にあるかを広く周知することが重要と考えます。ホームページやパンフレット・チラシの配布を通し、地域の皆様に知って頂き、信頼を得られるように努めます。
2) 積極的な情報開示	両協会の概要、サービス内容、財務状況（予算・決算等）、事業計画、事業報告、地域ケアプラザ及び地区センターの施設運営情報等については、両協会ホームページにて、いつでも閲覧できるようにします。

### 人権尊重への取組


- 両協会において援助者として持つべき視点や人権意識を、採用時研修や事業所内研修などで適宜確認します。

研修	全職員を対象に高齢者や子ども、障害者など、幅広い視点での人権研修を年に1回以上実施し、各所属での伝達研修を徹底します。
----	---



(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

ヨコハマ3R夢(スリム)プラン、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

本市の重要施策を踏まえた取組	
<p><b>■ ヨコハマ3Rプランへの取組</b></p> <p>地球の環境保護は、私たちが今行わなければならない義務と考えます。そのための第一歩として、できることを身近な家庭や職場で行うのが当然であり、当複合施設でも率先してゴミの減量、3R*、省エネルギーに努めます。</p> <p>* 3R：廃棄物の発生抑制(Reduce)、再資源化(Recycle)、再使用(Reuse)</p>	
1) ヨコハマ3R夢【スリム】プランの推進	省エネルギー対策、資源ゴミの徹底した分別収集に協力し、ゴミの減量化など良好な環境の維持のために、節電、節水をこまめに行います。また、コピー用紙の裏面使用などの資源の有効利用にも努めます。地域や各施設の状況に応じて、ペットボトルのエコキャップやインクカートリッジ、使用済切手(幼稚園と連携)、ベルマーク(本郷台小学校と連携)の回収を地域にも呼びかけ、収集したものはエコ活動につなげます。
2) 省エネルギー対策	電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、冬季には服装で調節を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。また、不要な照明の消灯、電力の節約を図ります。
3) 目標管理	省エネ法改正によって、エネルギー使用量の記録の保管が義務づけられており、年間使用量の推移を見守りながら省エネルギーに努めます。
<p><b>■ 修繕工事や備品の発注・購入に当たっての考え方</b></p>	
1) 優先発注	横浜市内中小企業振興基本条例にそって、近隣の市内中小業者に優先発注します。
2) ブースの提供	3施設合同で実施する施設まつりでは、まつりの趣旨に沿って地域の企業を応援し、ブースの提供をします。
<p><b>■ 男女共同参画推進について</b></p>	
1) 女性に優しい職場	女性が働きやすい職場づくりとして、子育て中のスタッフが学校行事へ安心して参加できるよう、柔軟な勤務のシフト体制を配慮します。
2) 一時預かり保育との連携	<p>子育て中の保護者が積極的に自主事業へ参加できるように一時預かり保育所と提携します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">(右) 提携先一時預り保育所</div> 



3) 充実した 福利厚生	働きたい、働き続けたい職員が出産・育児や介護などの理由で退職することなく、継続して働き続けられるように、育児・介護休業を取得しやすい体制を整えます。
■ 環境への配慮	
1) 禁煙	来館者や職員の健康に配慮し、敷地内全面禁煙とします。
2) 緑化	施設の植栽等により、緑化の維持推進に取り組みます。

## 5 事業

### (1) 全事業共通

#### ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

#### 稼働率向上のための利用促進（地区センター）

移転に向けて	1 魅力ある事業と広報で「未来へ向けたまちづくり」に貢献します。	地域に密着し、時代を先取りした魅力ある自主事業やイベントを展開します。ホームページ等で館の情報をリアルタイムで発信します、移転先となる複合施設の中核施設としてまちの活性化や賑わいを創出します。
	2 関連他施設との連携強化	地域ケアプラザや区民活動センターとの連携事業により新規利用層を取り込み、世代間・新旧住民間など横断的な地域交流を促進します
	3 新たにネット予約方式を導入します。	インターネット予約システムを導入します、館内にデジタルサイネージ（電子看板）を設置し、リアルタイムで予約情報を提供します。また、自主事業もネット予約ができるようにします。
	4 空き部屋の時間貸し制度を始めます。	当日の空き部屋に限り、1時間単位での部屋利用制度を導入し、利用促進を図ります。
5 子育て支援事業の充実	若い世代の子育てを支援するため、隔週のカレーランチミーティングを更にグレードアップ、また子育てに不安を抱える若いお母さんを応援する事業を強化します。	
6 区の読書活動推進事との連携	子育て支援事業で“読み聞かせ”事業を増やします。	
7 気軽に立ち寄れる施設	「よこはまウォーキングポイント」リーダー（設置予定）や運動系事業を「よこはま健康スタンプラリー」の対象とし、来館機会を増やします。	
8 交流サロンの設置	「各種コンサートカフェ」や「秋の展覧会カフェ」を定期開催し、交流サロンを設置します。	
9 学習支援事業と子供の居場所づくり	当館伝統の先生OBによる学習ボランティア事業を更にバックアップすると共に、子供が放課後安心して過ごせる居場所づくりを強化します。	

#### 利用者のための有益な情報提供を行う方法（地区センター）

情報を発信・収集する場としての機能を更に充実させます。

- 地区センターに寄せられる行政情報、地域情報、活動団体情報を発信・収集する場所としての機能を高めるため掲示・配架スペースを充実させ、常に旬な情報を発信、収集できるよう管理します。

団体の活動内容や募集情報も最新の物を提供し、地域の活動が一層活性化するようにバックアップします、またタッチパネルによる活動団体のビジュアル情報も提供します



- JR本郷台駅の協力を得ながら、コンコースに事業のポスターを掲示し情報提供を行います。



## 施設稼働率向上のための利用促進（地域ケアプラザ）

駅前の立地を活かしつつ、多くの方が利用していただける施設を目指します。

1 幅広い層へのPR	各自治会町内会の地域の行事やサロン、総合防災訓練等、人が集まる機会を捉えて施設紹介をし、貸室利用につなげます。 高齢者、障害児者、子育て世代など幅広い層が参加できる各種事業等の広報紙を作成し、広く案内します。
2 ボランティア 第一歩の支援	初めて福祉保健活動を行う団体には、ボランティアの場を提案・提供し、団体が福祉保健活動の第一歩を踏み出せるよう支援します。
3 ボランティア 活動活性化	当地域ケアプラザを拠点に活動するサークルやボランティア等のグループを育成・支援し、グループの自主活動に向け、施設を貸し出します。
4 きめ細やかな 調整	貸室の希望が重なった際などはていねいに調整を行い、少しでも多くの方に利用頂けるよう工夫します。

## 利用者のための有益な情報提供を行う方法

ホームページや広報紙、チラシを活用するとともに、様々な機会を捉えた情報提供をします。

- 各種事業はホームページに掲載し、最新の情報を提供するほか、紙面による広報を併せて行い、幅広い年代の方に情報をお知らせできるよう工夫します。
- 民生委員児童委員協議会や連合自治会町内会、シニアクラブ連合会等での説明や案内をさせていただき、各事業のチラシや広報紙を町内で配布、回覧をしていただくことで、周知を図ります。
- 3施設合同で実施する施設まつり以外の地域で行われる区民まつりや駅前まつり、ヤングフェスティバル等イベント実施の機会を利用して、今まで地区センターや地域ケアプラザを利用されていない方々へも、周知や情報提供を行います。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の情報提供）

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組についての考え方、提供手法について記載してください。

高齢者・子ども・障害者等の分野に関する情報提供の取組	
1 様々な媒体を用いた情報提供	自主事業・出前講座・各おまつりや貸室団体、地域住民へチラシや広報紙、掲示物、ホームページ、回覧などを利用し、広報します。
2 積極的な会への参加	地域の関係機関の会合への出席、サロン訪問を通して、意見交換など行いつつ、情報提供・相談につなげます。
3 「8職種」での情報共有	個別課題や収集した情報を、8職種（施設長、地域包括支援センター保健師・主任ケアマネジャー・社会福祉士、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地区センター職員、区民活動センター職員、以下「8職種」という）で共有し、役割をもって支援します。
4 分かりやすいチラシ	総合相談窓口として、気軽に相談していただけるよう、わかりやすいチラシを作成し、情報の周知・広報に努めます。 相談には真摯に対応し、必要な専門機関を紹介します。
5 情報の一元管理と効果的な情報提供	介護サービス等の最新情報はもちろん、インフォーマルサービス等の情報を一元的に管理し支援を必要とする方に効果的に提供します。
6 自己研鑽	相談者が安心できるよう、制度の理解や福祉情報取得のためOJTを計画的に行うほか、協会内研修や外部機関の研修にも積極的に参加します。 接遇についても定期的に研修を行うほか、サービス接遇検定の取得を目指し、相手の立場に立った情報提供に努めます。



## ウ 各事業の連携及び関連施設（他の市民利用施設等）との連携について

地区センター及び地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

### 複合施設の円滑かつ効率的な管理運営

◆地区センター・地域ケアプラザ・区民活動センターへのお客様が最初に接する総合受付を最重要ポイントと位置付けます。◆

#### ◆総合受付で基本的に行うこと◆

- 受付スタッフは3施設ごとの業務の専門知識を深め、情報を共有し、わかりやすい説明をします。
- お客様の話をしっかり聞き取り、来館目的について迅速に対応します。
- 明るい笑顔と、ていねいな言葉づかいで接します。
- 施設内の掃除を徹底し、お客様を気持ちよく迎えます。

#### 総合受付が最重要ポイント



受付での対話をフル活用

◆運営協議会を設置し、地域のニーズや意向を施設運営に取り入れます。◆

- 地域の自治会町内会の代表、福祉・保健・医療関係者、利用者代表からなる**運営協議会**を設置し、年2回以上開催し地域のニーズや意向を運営の中に取り入れます。

#### ◆各部門での連携◆

- 施設長、地域包括支援センターの職員、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、地区センター職員、区民活動センター職員で月に1回、**8職種会議**を開催し、**地域状況、課題の共有や支援方法の検討**を行います。情報共有にあたっては、地域アセスメントシートを活用し、エビデンスに基づく支援を行えるように努めます。また、居宅介護支援の職員とも職員会議を通じて、情報を共有し、地域の実情、ニーズにあったサービス提供に取り組みます。
- 突発的に発生する緊急ケースの際には、部門にこだわらず館内職員全体で迅速に対応します。

#### ◆関連施設との連携と情報共有◆

- 自主事業の講師選定等では、地区センター、地域ケアプラザ、区民活動センターそれぞれの専門性を活かしつつ、区内ケアプラザ、各協会内事業所等と**情報交換に努め、連携**します。
- 各種事業の開催にあたっては、近隣の施設と協力して**広報に努めます**。
- ネットワーク会議や地域福祉保健計画推進会議などを通して、**情報共有・交換**を行い、地域の皆様がより利用しやすい環境づくりに努めます。併せて**共催事業**を行うなど、協働して地域支援に取り組みます。
- 地域子育て支援拠点や保育園との**共催事業**や小中学校等の福祉教育、職場体験、ボランティアの受け入れを通して情報を共有し、**連携を深めます**。



## エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関係機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域福祉保健のネットワークの構築の考え方	
子ども、障害者、高齢者に起さる様々な課題解決のためのネットワークの中心となり、解決に努めます。	
1 地域会合	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各地区の連合自治会町内会の定例会や民生委員児童委員協議会の定例会に出席し、意見交換をしながら各地域の情報を共有します。また、各団体の活動内容を把握するとともに、地域ケアプラザの事業案内や介護予防の啓発等を行います。</li> </ul>
2 団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民生委員児童委員との連携を密にして、地域で孤立している可能性がある高齢者、障害者の情報共有を行い、見守りの充実に努めます。また、自治会町内会単位の見守る仕組みづくりを構築し、お互いが情報交換や課題共有ができる場を設けます。</li> <li>■ 個別課題や地域課題の解決に向けて、必要な情報を円滑に共有することができるように、自治会町内会や地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ連合会等、関係団体とネットワークを構築し、協働して取り組みます。</li> <li>■ ケアマネジャーや医療関係者、福祉サービス事業者の連絡会や研修会を開催し、事業所同士はもちろんのこと、事業所と地域の関係団体とのつながりも強くなるよう支援します。 本郷中央地区、小菅ヶ谷地区それぞれの地域福祉保健計画地区別計画の推進については、桂台地域ケアプラザ、小菅ヶ谷地域ケアプラザと協働し、地域の福祉保健に関わる方々と共に課題解決ができる協働関係づくりを進めます。本郷中央地区の地域福祉保健計画については、令和4年度以降、本郷台駅前地域ケアプラザが事務局となって進めます。</li> </ul>



3 地域行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 3施設合同で実施する施設まつりや区民まつり等の地域で開催されるまつり、サロン支援者交流会、ボランティア感謝会交流会などを通じて、地域住民、地域団体、障害者施設、貸室利用団体のつながりの機会の充実を図り、福祉保健活動の推進につなげます。</li> </ul>
4 防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各地域防災拠点や自治会町内会の防災訓練に参加し、災害防止の啓発や非常時における協力関係を強化します。</li> </ul>
5 子育て	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 子育て支援拠点や保育園、幼稚園、小学校、地域の活動団体等と連携し、切れ目のない子育て支援ができるようネットワークを構築します。</li> </ul>
6 複合的な課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 「8050問題」や「引きこもり」、「消費者被害」、「虐待防止」等、一つの分野だけでは解決が難しい複合的な福祉課題について、民生委員児童委員、近隣の商店や金融機関、福祉施設等と顔が見える関係づくりを行い、連携することで解決を図ります。</li> </ul>

#### オ 区行政との協働について

区政運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

区行政との連携と取組	
区政運営上の位置付け ≪区の基本目標≫ <b>「地域で支え合う            セーフコミュニティ さかえ」</b>	地域交流の中心に当施設を据え、セーフコミュニティや高齢者対策など施策とタイアップした事業を展開することで地域の活性化や賑わいの創出につなげます。
<b>① 複合施設として本郷台駅周辺まちづくりの活性化や賑わい創出に取り組みます。</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 再開発エリアの2,000人といわれる新規住民のニーズを取り込みます。              「栄区ってどんなところ？」事業 一区の魅力発見事業を展開します。              (さかえの歴史講座、いたち川ウォーキング)</li> <li>■ 各施設の持っているノウハウを総合し、複合施設のメリットを活かします。              シニア向け事業の共催により、お客さまの裾野を広げます。3施設合同で実施する施設まつり、アラカルトコンサート、秋の展覧会を共催化し、スケールメリットを図り、賑わいを創出します。</li> </ul>	
<b>② 栄区のセーフコミュニティ(SC)事業と連携します。</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 栄区セーフティコミュニティの推進について、関係機関、自治会町内会、民生委員児童委員協議会をはじめ地域活動グループと連携を取り、その実現に向けて行動します。自主事業やイベント実施の機会を利用して、地域の方々にセーフコミュニティに関心を持ってもらう機会を作ります。</li> </ul>	



- 複合施設として自主事業や支援事業は、8つのテーマと深く関わっています。たとえば

“あそびの広場事業” = 「児童虐待発見」

“高齢者昼食会” = 「介護予防」

など、各テーマに沿った自主事業を積極的に展開します。

- 地区センターとしてSC事業の広報の充実・強化を積極的に行い、SCの考えを広く浸透させ認証都市にふさわしい地域づくりに貢献します。

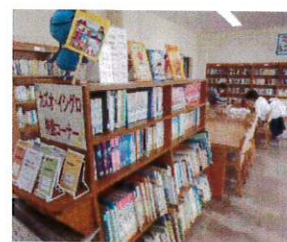


#### SC事業 あそびの広場



### ③ 栄区読書活動推進計画に沿った事業を推進します。

- 地域の読書活動を活性化させるため、栄図書館や他の読書関連施設との連携のもと、情報共有を進め、「夏休み課題図書」コーナーの設置など、区民の読書環境の充実を進めていきます。
- 読書の日、読書活動推進月間等を活用して読書活動の拡大を図ります。



### ④ 地域課題や地域で問題を抱える方の解決に取り組みます。

- 総合相談支援事業では、特に困難ケース（虐待・権利擁護等）において、栄区役所高齢・障害支援課と定期的にカンファレンスを実施し、問題解決に取り組みます。
- 地域アセスメント会議を定期開催し、栄区役所高齢・障害支援課、栄区社会福祉協議会を交えて、地域情報の共有を行い、地域福祉の一層の推進に努めます。
- 多様な業務・職種を横断して結成された地区支援チーム会議において、地域情報の共有や専門職による地域課題の抽出、課題へのアプローチなどの検討を行います。

## カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

### 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進

8職種が一丸となって（ワンチーム）地域の課題解決に動きます。

- 地域福祉保健計画地区別計画の事務局として、桂台地域ケアプラザ、小菅ヶ谷地域ケアプラザ、区役所、栄区社会福祉協議会と協働し、プランの推進を図ります。また、本郷中央地区の地区別計画については、令和4年度以降、本郷台駅前地域ケアプラザが事務局として進めます。
- 地域住民が主体となって地域課題の解決に向かえるよう、関係機関と連携して支援します。また、支援をする上で、8職種全員で情報を共有し、連携して取り組みます。



- 8職種全員が地区支援チーム、地域福祉保健計画に関する会議、企画委員会等に参画し、計画の推進に努めます。
- 地域福祉保健計画の推進事務局として、本郷中央連合町内会自治会、小菅ヶ谷連合町内会自治会エリアの地域住民、区役所、栄区社会福祉協議会と連携して地区別計画の策定・推進及び地域福祉保健計画の企画会議の実施に取り組みます。
- 自主事業の企画については、栄区の地域福祉保健計画を意識して行い、多職種で計画の推進に取り組みます。

(2) 地区センター運営事業

ア 施設の運営計画

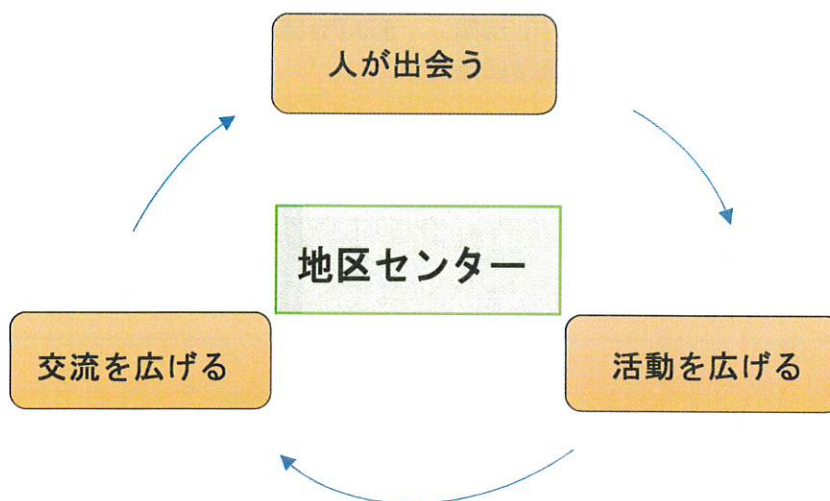
(7) 設置理念を実現する運営内容

地区センターの設置理念に従い、地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるため、どのような運営を行うのか、具体的な取組を記載してください。

設置理念を実現する運営内容

《設置理念》

人が出会い、活動を広げ、交流を広げる場の中心に地区センターを位置づけます。



◆運営にあたり本郷地区センターでは4つのコンセプトをかかげます。◆

◆ 業務運営コンセプト ~ 本郷地区センターってどんなところ ◆

1 活動拠点にするところです

乳幼児から高齢者まで幅広い地域住民が当施設を拠点に、さまざまな地域活動や地域交流ができます。

2 事業に参加するところです

当施設が多様なイベントや講座を主催し、どなたでも自由に参加・交流ができます。

3 情報を発信・収集するところです

行政情報や地域のイベント、団体の紹介や募集のポスター、チラシの掲示・閲覧により地域情報を発信・収集できます。

4 さまざまなサービスが受けられます

図書の貸出し、子育て相談、健康づくりなどさまざまなサービスを提供します。



(イ) 利用料金の設定について

利用料金設定について、各部屋、時間帯ごとの料金表と各料金設定の考え方を記述してください。

**利用料金の設定と考え方**

■ 利用料金につきましては、平成 17 年 7 月 1 日に横浜市が市民利用施設の運営に受益者負担の考え方を導入して以来、地区センター条例第 9 条第 1 項に定める別表第 4 による部屋毎の 1 平方メートル当りの貸付単価をもとに、各部屋の面積ごとに算出した利用料を適切に設定します。

《算定根拠》

例：大会議室 (150.08 m<sup>2</sup>) の場合、上記別表第 4 より 150~200 m<sup>2</sup> 会議室の 1 時間貸付単価は 920 円です。

⇒  $150.08 \text{ m}^2 \times 920 \text{ 円} / 200 \text{ m}^2 = 690 \text{ 円/時間}$       $690 \text{ 円/時間} \times 3 \text{ 時間} = 2,070 \text{ 円/3 時間}$  とします。

以下、他の諸室も同様、(円単位は四捨五入)

\* 本郷地区センターにおける各部屋の時間帯ごとの料金表は、次の通りです。

施設名	大会議室	中会議室	会議室 1	会議室 2	工芸室	料理室	和室	陶芸室	グループ室
3 時間料金	2,070 円	920 円	540 円	610 円	460 円	460 円 (2 時間)	450 円	280 円	530 円
1 時間料金	690 円	310 円	180 円	200 円	150 円	230 円	150 円	90 円	180 円

ご利用の案内

- ・ 会議室については利用人数・活動内容に応じ、適切な部屋をお薦めします。
- ・ 小規模な音楽系の活動に対しても他の部屋への影響を考慮しつつ積極的にご案内します。
- ・ 大会議室については多目的利用が可能なので、高稼働率・高収入を目指します。
- ・ 和室については茶道・着物着付け等から小規模な会議まで幅広く利用を図ります。
- ・ 陶芸室については陶芸団体による安定的な利用で 100%稼働を維持します。



(ウ) 利用者サービス向上の取組

施設運営における利用者サービス向上の取組（運営方法の改善、新たなサービスの実施など）について、提案があれば具体的に記載してください。

利用者サービス向上の取組		
<p>■ 施設全体に“元気とにぎわい”があって、散歩のついでや、駅までの通りすがりに気軽に立ち寄ってみたい、という気持ちにさせる館を目指します。</p>		
①	窓口対応を最重要ポイントに	<p>お客さまとの最初の接点である窓口対応を運営の再重要ポイントと位置付けます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 笑顔とていねいな言葉づかい。</li> <li>■ お客さまとの約束を守り、対応は迅速に。</li> <li>■ 業務知識を深め、わかりやすい説明をする。</li> <li>■ お客さまの気持ちをくみ取り、おもてなしの心で接します。</li> </ul>
②	移転に向けて	他施設との協働事業の拡充
③		インターネットによる部屋予約制度を導入します。
④		時間貸し制度を導入します。
⑤		会議室にネット環境を整備
⑥	市の健康づくりプランとの協働	よこはま健康スタンプラリー対象事業へ積極的にエントリーします、ウォーキングポイント事業の読取機をお客さまがより利用しやすく窓口を設置し、健康づくりを支援します。
⑦	「ご近所図書館」としての役割	図書業務のうち予約制度・リクエスト制度を更に充実し「ご近所図書館」としての役割までレベルアップします。
⑧	ボランティア登録制度の新設	イベント時にはボランティア（シニア、中高生）の参加機会の拡大を図り、施設への理解と係わりを深めてもらいます。
⑨	「本郷られあいカフェ」の実施	展覧会やコンサートに併せ、気軽に参加できるカフェを実施します。
⑩	シニア事業を積極支援	シニア団体の行うシニア大学講座やシニア劇団の公演、高齢者向け給食サービス事業を応援し、協働イベントを企画します。
⑪	自動販売機のメニュー充実	売れ筋商品を中心にメニューを充実させます。
⑫	アウトリーチ活動	公会堂スポーツフェス、区民まつり等への出前広報や駅やスーパーの所定のボックスへの配架などのアウトリーチ活動で所属サークルの支援し、新規のお客さまを掘り起こします。

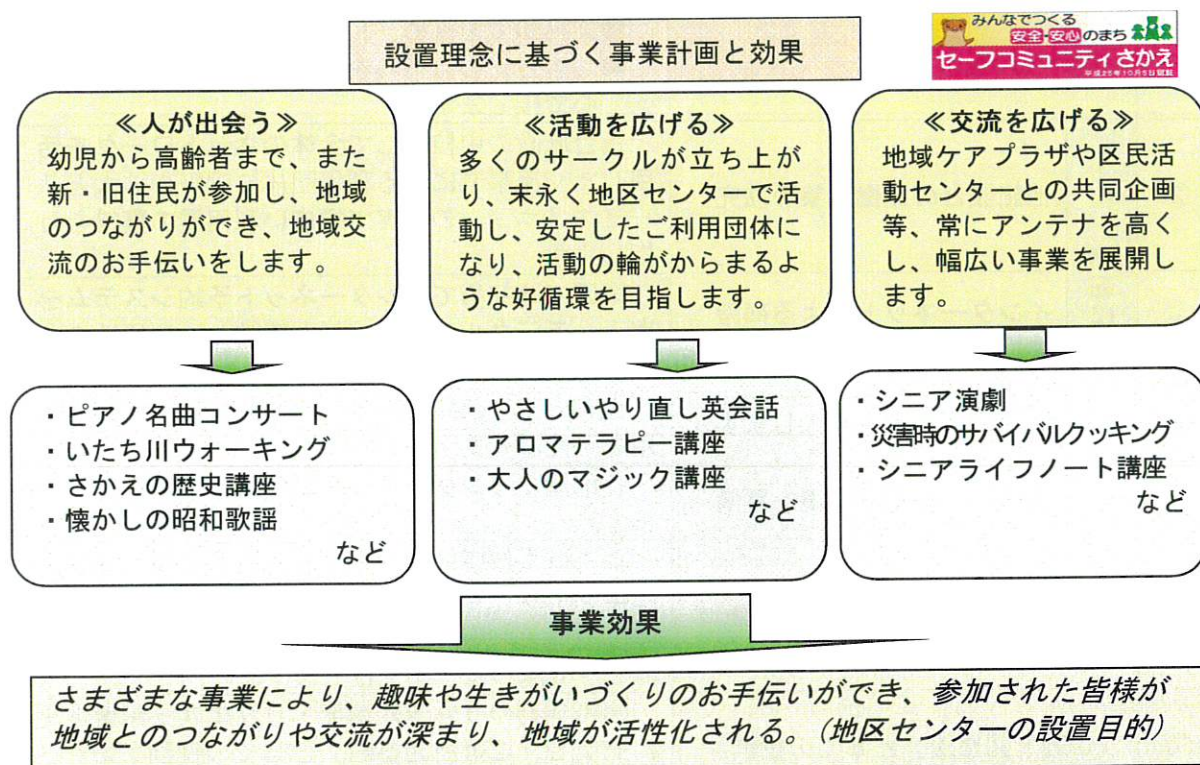


## イ 自主事業

自主事業計画の考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。

### 1 自主事業のスタンス

- 自主事業は、施設の設置理念である「人が出会い、活動を広げ、交流を広げる」をコンセプトに企画立案します。
- 地域に密着した自主事業を大切にすることにより、新・旧住民の交流と活性化へつなげ、その活動の場の中心に地区センターを位置づけます。
- 企画にあたっては、地域を歩き、地域密着型の斬新なアイデアや地域ケアプラザや区民活動センターとの連携により相乗効果を目指します。
- 実施後には、必ずアンケートによりお客さまの生の声を伺い、次の事業に活かしていきます。



### 2 実施にむけて

- 四季おりおりの行事にあわせた季節感の創出や、全体的な事業バランスを考慮して、**全 86 事業 (145 講座)**の年間計画をたてます。
- 施設内外のポスター掲示、ホームページやツイッターなど、あらゆる媒体を利用するほか、近接の公会堂やスポーツセンターなどで、アウトリーチ(出張)での広報活動を行います。
- 参加者の作品展示コーナーを設け、満足感と参加意欲を高めるとともに、来館者への直接PRを働きかけます。
- チラシや広報紙のデザインなど、PRの質を高め、企画への期待感を持っていただき、多くの参加者を募ります。

#### クリスマスジャズコンサート



#### 移転特別企画

地区センター移転に向けた記念事業を展開します。

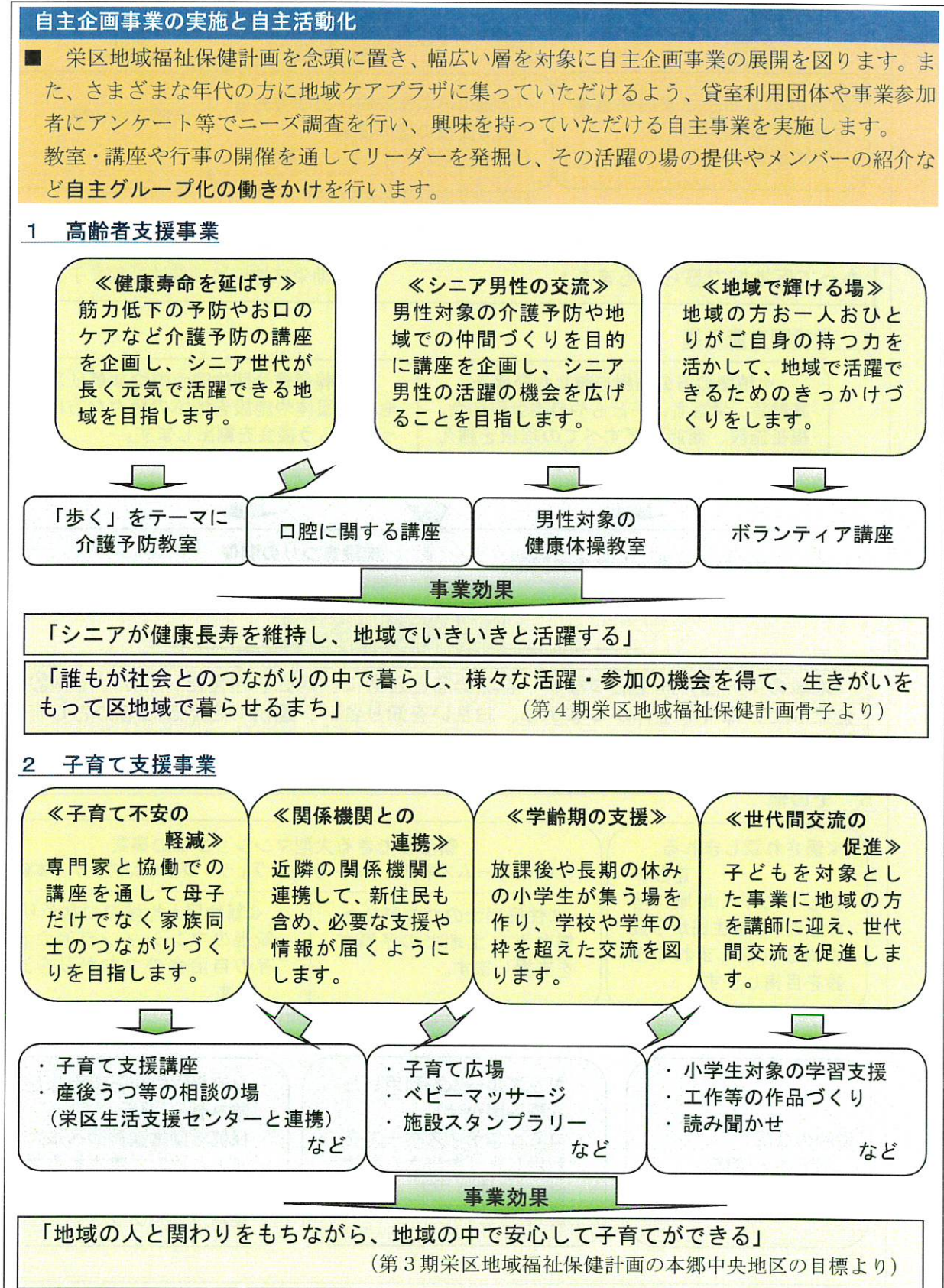
- ・ さかえの歴史講座(魅力発見事業)
- ・ いたち川ウォーキング(魅力発見事業)
- ・ 地区センターまつりの3施設共催化
- ・ 本郷ハロウインの3施設共催化
- ・ シニア向け事業の共催



(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

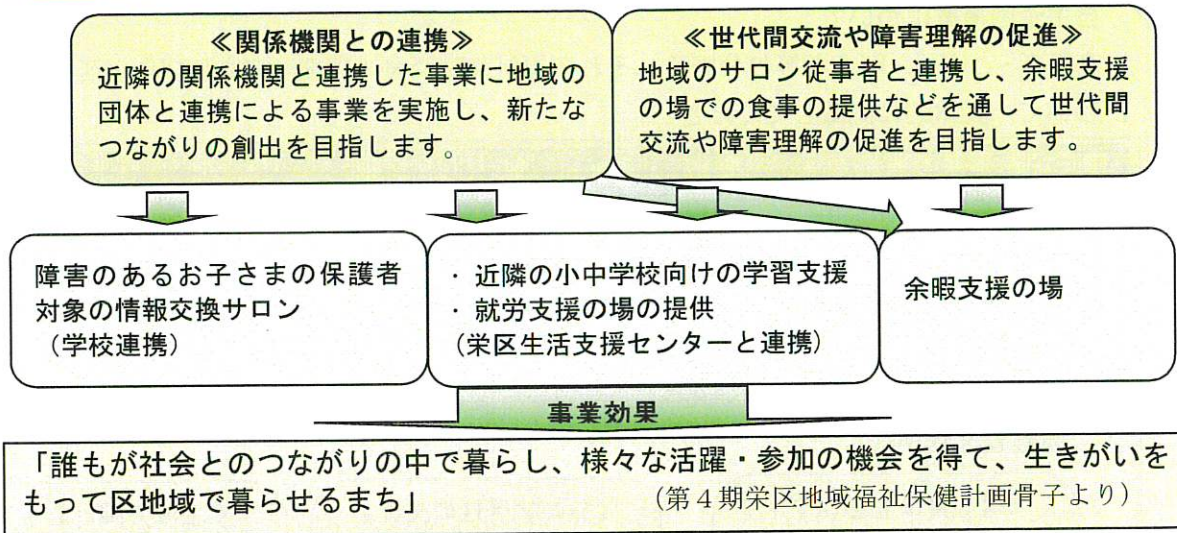
ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

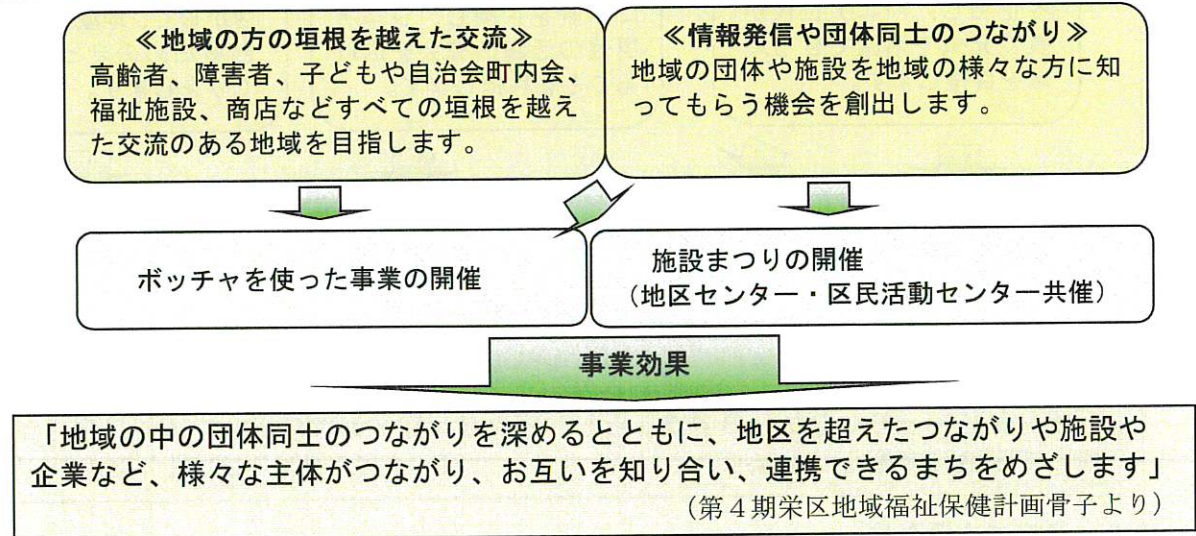




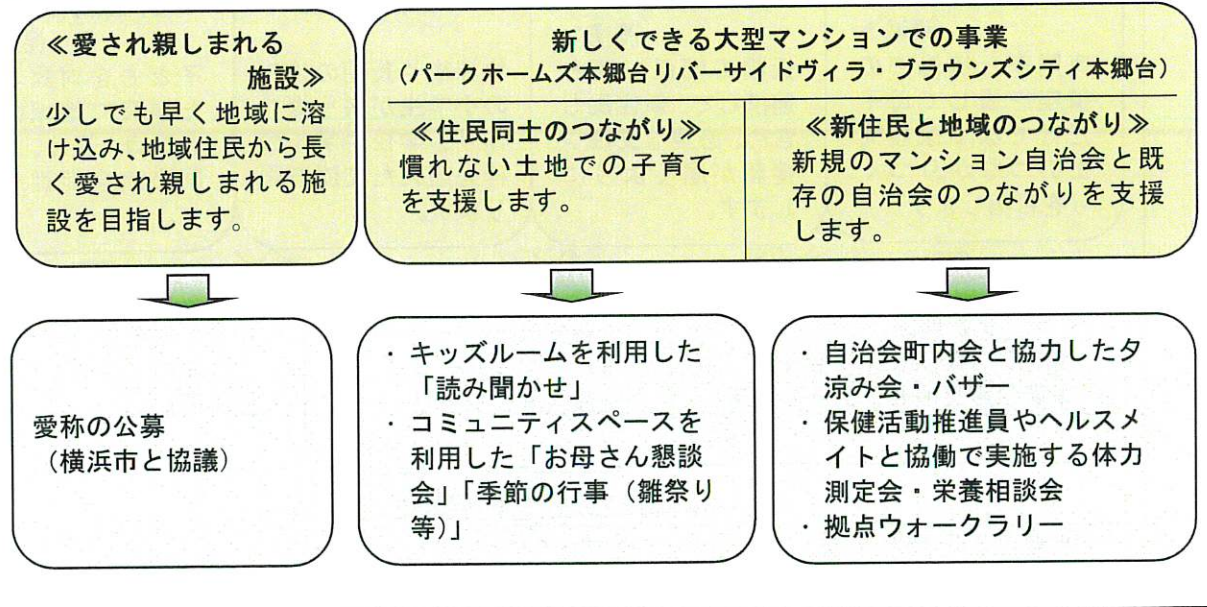
### 3 障害者支援事業



### 4 世代間交流事業



### 5 その他





## イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉・保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進をはかるための具体的な取組を記載してください。

### 福祉保健活動団体等が活動する場の提供と利用促進

■ 地域の多くの皆様に利用していただくために、広報紙や地域の会合等で案内する等、積極的な広報を行い、これまであまり地域ケアプラザに関心のなかった方にも活用していただけるような情報提供を工夫して行います。

#### 1 施設の利用率向上の対策

<p>1 施設の積極的紹介</p>	<p>ア 「welcome 本郷台駅前（仮称）」を掲げ、今まで桂台地域ケアプラザ、小菅ヶ谷地域ケアプラザを利用されていた方々、新しくできる大型マンションであるパークホームズ本郷台リバーサイドヴィラ、ブラウンシティ本郷台の方々にチラシなど目に見える形で施設紹介を行います。</p> <p>イ 各自治会町内会の総合防災訓練等、地域の行事に積極的に参加し、これまで地域ケアプラザを利用されることがない方々に施設紹介を行います。</p> <p>ウ 高齢者、障害児者、子育て世代など幅広い層に施設を紹介し、各種事業を案内します。自主事業のチラシにはQRコードを掲載し、いつでもアクセスすることで、情報をリアルタイムに得られるよう工夫します。</p> <p>エ 「ボランティア感謝会&amp;交流会」を企画し、貸室団体だけではなく、近隣施設等で活躍されている方々にも参加をしていただきます。お互いの活動を紹介しあうことで、活動の場を広げます。</p> <p>オ 「貸室団体」参加者、担い手募集のチラシ作成や担い手の育成等、団体活動を続けられるよう支援します。</p> <p>カ 初めて福祉保健活動を行う団体には、ボランティアの場を提案・提供し、団体が保健福祉活動の第一歩を踏み出せるよう支援します。</p>
<p>2 イベント開催</p>	<p>ア 「地区センター」「地域ケアプラザ」「区民活動センター」3館合同で施設まつりを企画実施します。</p> <p>イ パークホームズ本郷台リバーサイドヴィラの自治会とも協力し、同マンションのスペースを活用して、多世代交流を意識したイベントを企画実施します。</p> <p>ウ 地域住民、栄区社会福祉協議会、障害者施設等との共催事業の実施により、地域の方々が幅広くふれあう機会を提供します。</p>

#### 2 効率的な施設貸出の方法

- ア 「地区センター」「地域ケアプラザ」「区民活動センター」の3施設の貸室利用のルールを活かし、貸室団体の皆様が利用しやすいよう案内します。
- イ 貸室の希望が重なった際などは調整を行い、少しでも多くの方にご利用頂けるよう工夫します。



ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

**ボランティア登録、育成及びコーディネート**

**1 ボランティア育成の考え方**

多様化・複雑化する地域のニーズに対応するため、柔軟できめ細かく対応できるボランティアとの協働が必要です。

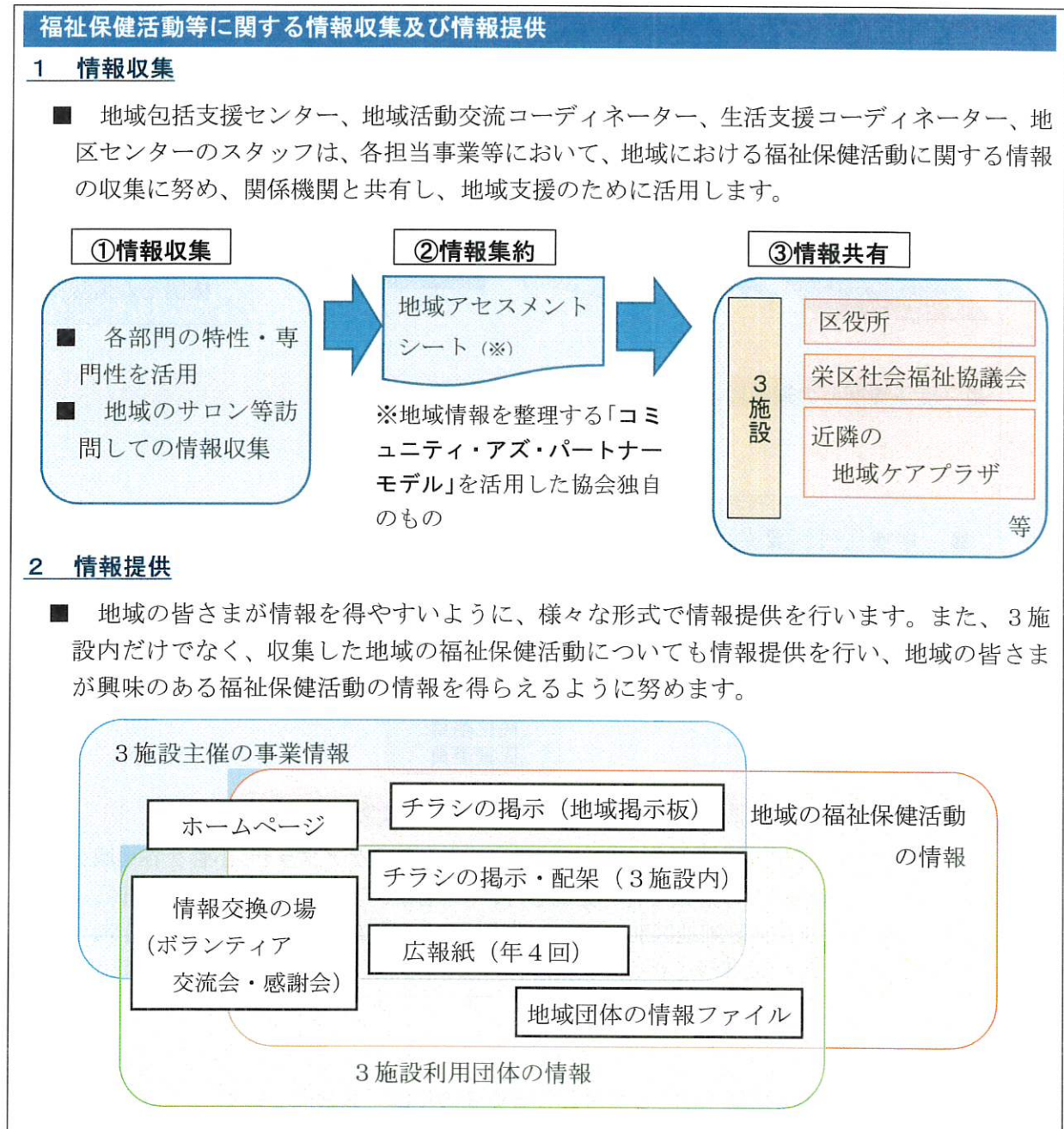
そこで、ボランティア間の協働やネットワーク化による活動内容の充実や活動しやすい環境を整備する等、今後増加が見込まれる**団塊世代の方々が活動しやすいような取組**を行います。

**2 ボランティアの育成の取組**

<p>1 ボランティア登録</p>	<p>ア 施設内や地域で活躍できる方が増えるよう区民活動センターと連携し、地区センター、地域ケアプラザ共通のボランティア登録制度を作ります。</p> <p>イ 「横浜シニアボランティアポイント事業」「横浜子育てサポートシステム」の登録を促進します。</p>
<p>2 ボランティア育成体制</p>	<p>ア 地域活動交流が主な窓口となり、ボランティア活動に関しての相談対応、情報提供など一元的に行います。</p> <p>イ 多種多様な内容を取り入れたボランティア連続講座を企画実施し、ボランティア活動の幅を広げます。</p> <p>ウ ウォーキング講座であれば、そこから防犯パトロールのボランティアにつなげる等、自主事業企画の時点でもボランティア育成を意識して企画します。</p> <p>エ 個人又はグループで活動できるボランティアの登録を受け付け、地域で活躍できる場の提供をし、「よこはまシニアボランティアポイント事業」につなげます。</p> <p>オ 小さいお子さんをお持ちの若い世代への支援として「横浜子育てサポートシステム」の見守り側の担い手を増やす事業を企画実施します。</p>
<p>3 ボランティアコーディネート</p>	<p>ア 「よこはまシニアボランティアポイント事業」へ参加し、ボランティア活動のモチベーションがあがるような情報提供や働きかけを行い、活動開始のきっかけづくりを支援します。また、ボランティア講座の中でもシニアボランティアポイント登録研修を実施します。</p> <p>イ 貸室登録団体のボランティア活動を支援するため、自主事業として「ぴかぴか大作戦（仮称）」を年2回企画し、ボランティア活動の場の提供を行います。また、近隣施設とも連携し、ボランティア活動をコーディネートします。</p> <p>安心して活動が続けられるように、各種ボランティア保険を紹介したり、専門知識や介護技術などスキルアップにつながる講座を企画します。</p>

## エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

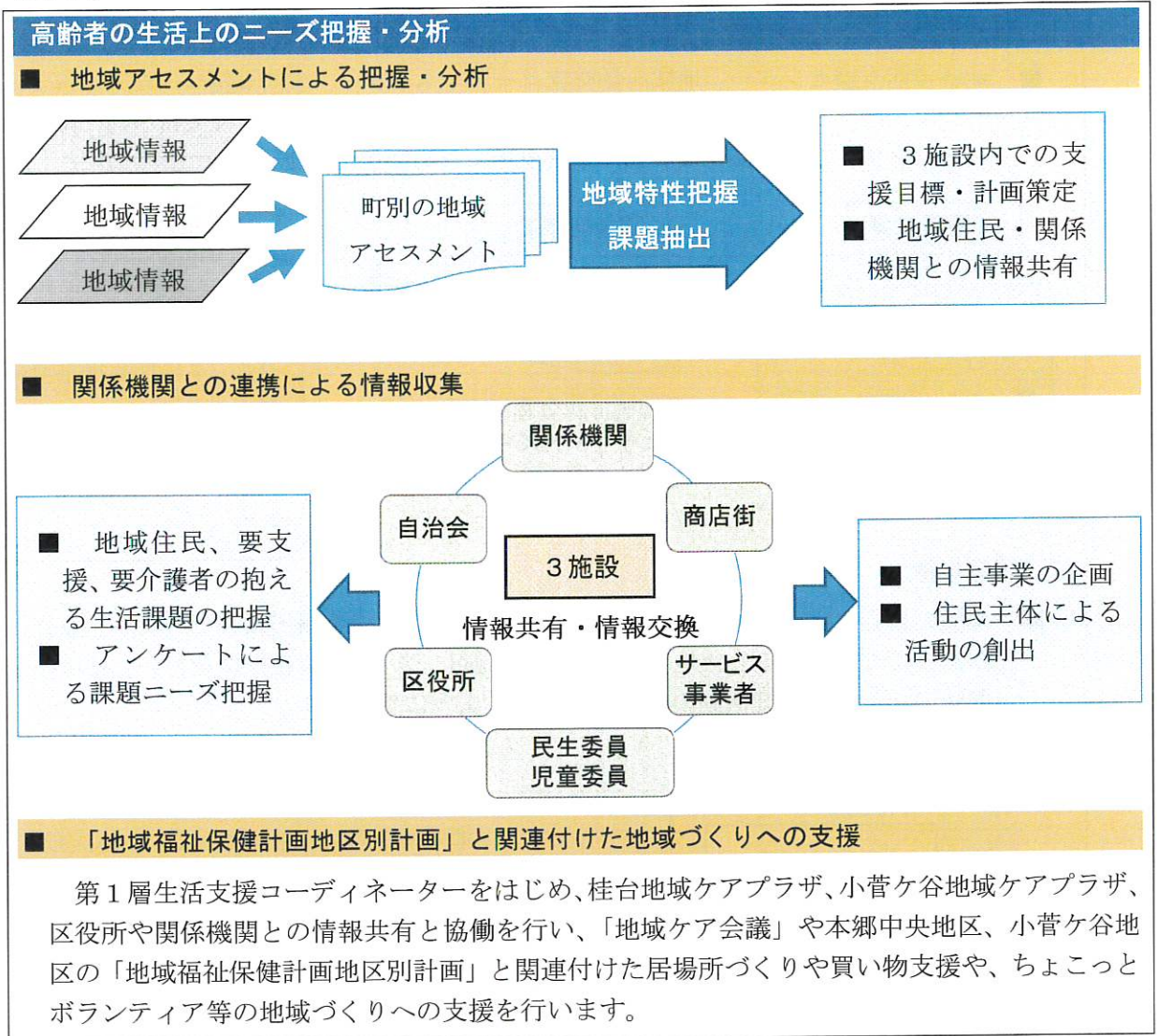




(3) 生活支援体制整備事業

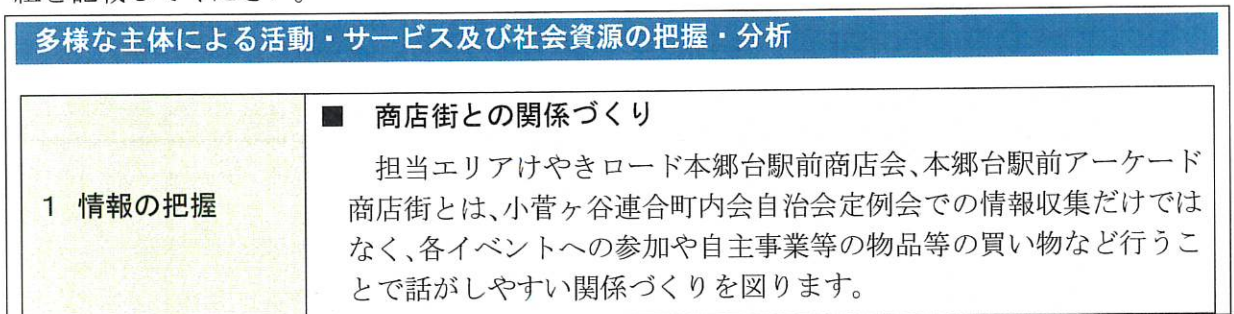
ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。



イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。





	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ サービス事業所との連携 「地域ケア会議」「ケアマネジャーと多職種勉強会」等に参加している福祉サービス事業者に対して、積極的に情報収集及び情報発信を行います。</li> <li>■ 地域活動団体との連携と関係づくり 担当エリアの地域カフェや地域住民による健康体操、サロン等をこまめに訪問し、必要な情報収集及び情報発信を行います。</li> </ul>
2 分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ アセスメントシートを用いた情報整理 各職種にて情報収集したアセスメントシートを活用し、連合及び単一自治会町内会の潜在的なニーズの把握や社会資源の情報を整理します。</li> <li>■ A y a m u（地域資源管理サービス）の活用 A y a m u（地域資源管理サービス）にて地域活動情報の集約を行うとともに、活用に向けた働きかけを行います。</li> </ul>

## ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、その実現に向けた協議の場（協議体）を設置・運営する方法について、具体的に記載してください。

<b>目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）</b>
<b>■ これまでの協議の場（協議体）の継続性</b>
<p>元々の担当エリアである桂台地域ケアプラザ、小菅ヶ谷地域ケアプラザが行っている協議の場（協議体）をそれぞれの地域ケアプラザと協働で運営します。令和4年度以降は、当地域ケアプラザが実施します。</p>
<b>■ 地域の関係者と協働での地域ニーズの調査と協議の場の設置</b>
<p>自治会町内会や民生委員等、地域住民と一緒に必要に応じてアンケートを実施し、その地域に必要なサービスの創出を検討します。</p> <p>ニーズが高い内容については地区別の地域福祉保健計画の企画会議等に相談し、新たな協議の場（協議体）として設置します。</p>
<b>■ 連携のための仕組みづくりとネットワークの強化</b>
<p>地域のサロン等の担い手を対象に「サロン支援交流会」を開催し、お互いが連携できる取組の検討を行い、住民同士が支えあえる関係づくりを行います。</p> <p>高齢者、障害児者、子育て支援の団体の相互の活動状況の把握、担い手等の情報交換、つながりづくりを行い、ネットワークの強化に努めます。</p>
<b>■ 見守り体制の構築</b>
<p>自治会町内会や民生委員、地区社会福祉協議会、地域住民、介護事業所、医療機関、金融機関、商店等とも協力し、ご近所同士で声がかかけ合えるよう、区役所、栄区社会福祉協議会、栄区内地域ケアプラザで作成した「見守りチェックシート」を活用しつつ、日頃のなにげない見守り体制を構築します。</p>



## エ 地域の活動・サービスの創出、継続、発展に向けた支援について

地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組について、具体的に記載してください。

### 地域の活動・サービスの創出、継続、発展させるための取組

#### ■ 地域情報の把握と分析

必要な人に必要な支援を届けられるよう、8職種会議や日頃の職員間、来館者、地域の支援者の方と情報交換に努め、常に情報収集と分析、情報提供に努めます。

地域活動への訪問や出張講座の実施等を通してつながりが持てるよう、打ち合わせや振り返りに同席して参加者の意見を伺います。

#### ■ 活動に必要な情報提供の提供

支援者やボランティアの交流会を企画したり、活動の場に出向いたりすることにより、それぞれの活動状況を把握し、サロン支援者やボランティア等へそれぞれに必要なと思われる横浜市等の支援制度の情報提供やスキルアップにつながる講座の案内や情報提供を行います。

#### ■ 地域の方との困りごとの共有

地域の方々が、地域の困りごとを自分事として捉え、解決に向けた話し合いが持てるよう、協議の場（協議体）や連絡会等を活用します。さらに活動が自立した地域の財産となるよう支援を行います。

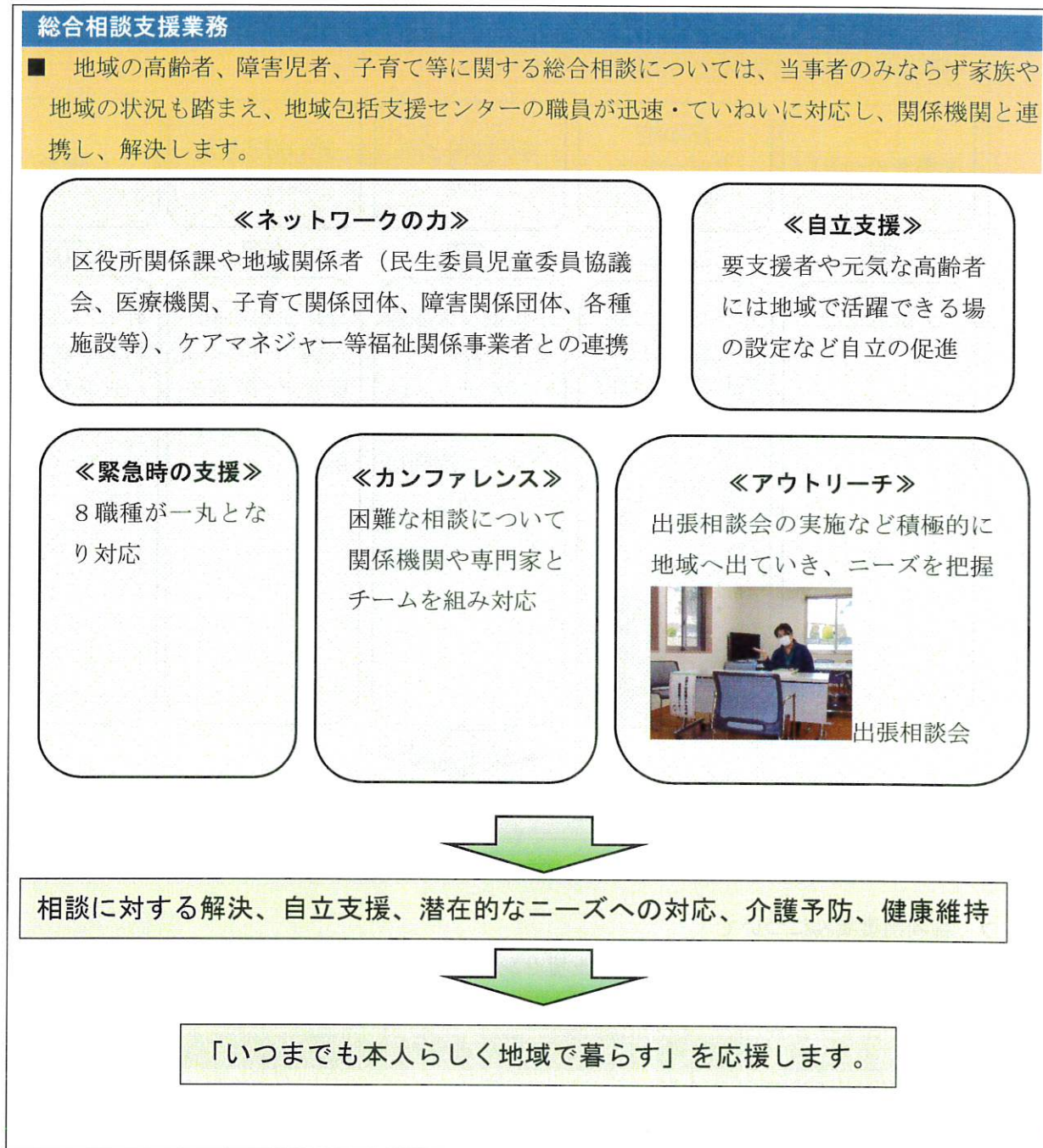
#### ■ 連携・協働に向けた働きかけ

地区センターや地域活動交流コーディネーターと協働して、地域活動団体の情報を把握し、地域の企業・団体が福祉・保健活動へ興味関心を向けるよう働きかけ、お互いの活動につなげる、活動の幅が広がる等の新たな取組を創出します。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援業務について

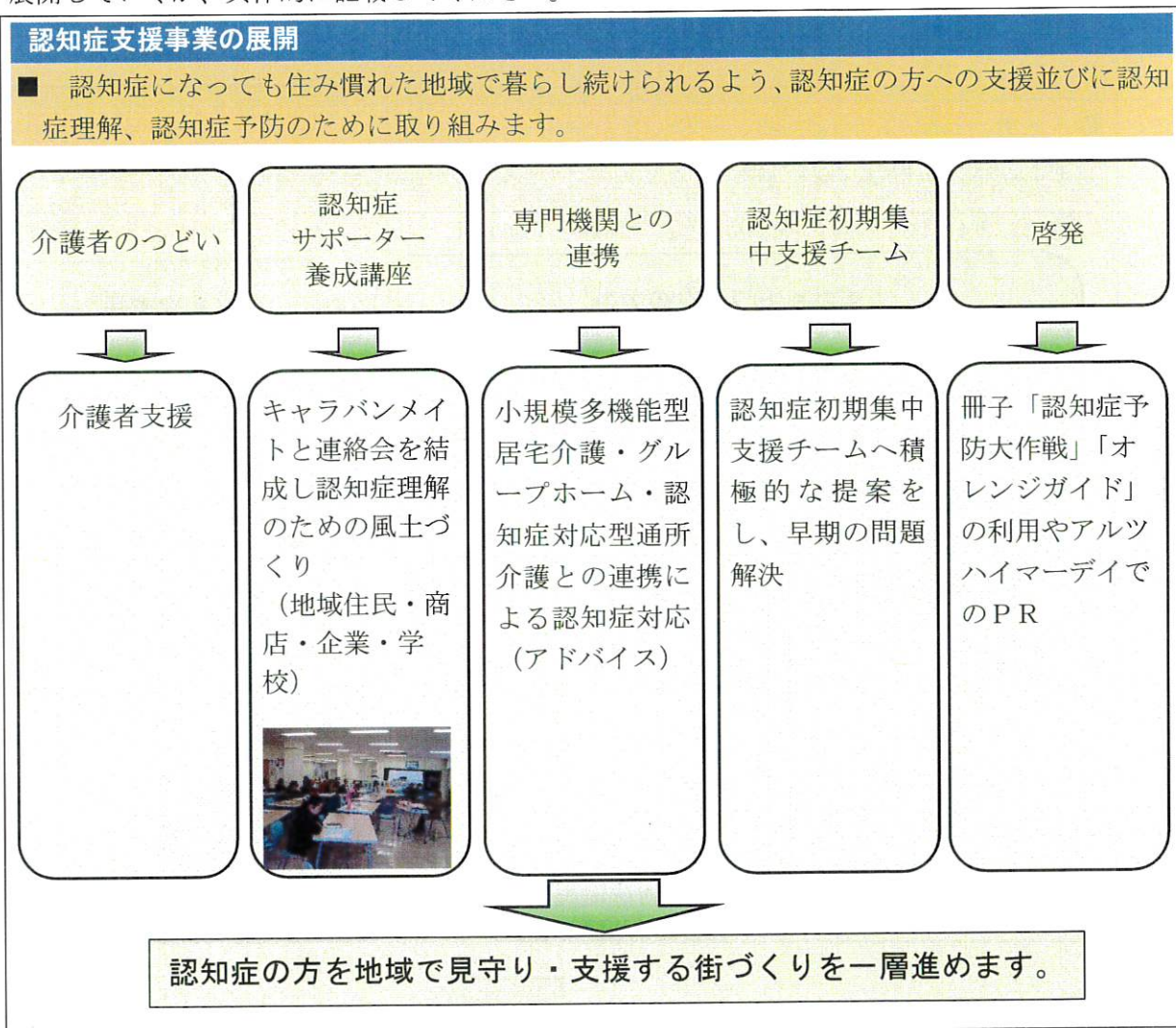
地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。





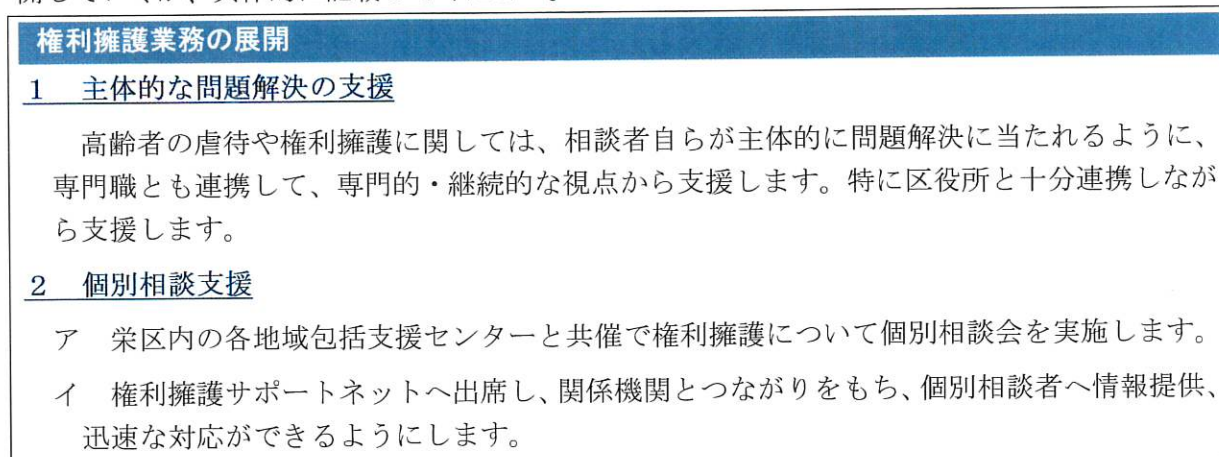
## イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。



## ウ 権利擁護業務について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護業務をどのように展開していくか、具体的に記載してください。



### 3 啓発活動

- ア 地域住民向けの講座を実施し、成年後見制度や消費者被害防止等の啓発を行います。また、「栄区版エンディングノート」、「もしも手帳」の普及に努めます。
- イ 高齢者虐待に関しては、予防・早期発見の視点に立ち、民生委員児童委員、ケアマネジャー、福祉サービス事業者向けに高齢者虐待防止研修を開催し、啓発を行います。
- ウ 防犯協会のメンバーが実施している啓発活動に参加し、地域への消費者被害防止活動を実施します。また、防犯協会と協力し地域のサロン等に寸劇をまじえた消費者被害防止講座を開催します。
- エ 警察署と連携し、詐欺の手口等の最新の情報を入手し、3施設内に掲示する等、未然防止に努めます。

### エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

#### 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の展開

##### ■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

#### 1 ネットワーク構築・連携

- ア 地域のネットワークづくりのため、民生委員児童委員協議会の定例会や地域行事に出席し、地域の状況やニーズ把握に努めるとともに、個別ケースの把握・対応に努めます。
- イ 地域住民、関係機関等との勉強会や交流会、地域ケア会議などの連携の場を設けます。
- ウ 医療関係者、福祉サービス事業者、ケアマネジャーを招き、地域の医療課題について、情報交換や事例検討会を開催します。

#### 2 ケアマネジャー支援

- ア 担当エリア内のインフォーマルサービスをケアマネジャーに周知し、また活用してもらえるようリストを作成配付します。また、A y a m u（地域資源管理サービス）をケアマネジャーが活用できるよう支援します。
- イ ケアマネジャー等から相談を随時受けるとともに、個々のケースに合わせた情報提供を行います。また、困難事例については、適宜同行訪問をし、区役所との定例カンファレンス等で支援方法を検討します。
- ウ 区役所と栄区内の地域包括支援センター合同で新任ケアマネジャー向け研修を実施し、継続的に個別支援をしていきます。

##### ■ 在宅医療・介護連携推進事業

#### 1 ネットワーク構築・連携

- ア 要介護状態になっても、いつまでも地域で生活できるよう、医療と介護の連携を意識し、医療関係者、福祉サービス事業者、ケアマネジャーを招き、地域の医療課題について、情報交換会や事例検討会を開催します。
- イ 医療関係機関（医院、歯科医院、薬局等）や居宅介護支援事業所等を定期的に訪問し、顔の見える関係をつくることで、個別ケースの連携に活かします。



## 2 個別支援

地域ケアプラザ協力医と連携し、定期的に住民やケアマネジャー向け相談会を開催します。

## 2 地域支援

在宅医療に関する在宅医療連携室や在宅医療機関と協働し、その機能や役割、看取りに関する講座等を地域で開催します。

### オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

#### 地域包括ケアシステム実現に向けた地域ケア会議の活用

- 地域ケア会議で検討した地域課題について、地域の関係者や区役所、栄区社会福祉協議会と情報共有し、関係機関で協力して課題解決に取り組みます。

#### 個別レベル（年3回程度）

- ① 要支援者が自立するための「介護予防地域ケア会議」
- ② 障害分野の専門職とともに「8050問題についての地域ケア会議」
- ③ 認知症を地域で見守る「認知症の方への関わりについての地域ケア会議」



#### 包括レベル（年2回程度）

自治会町内会、民生委員児童委員、自治会町内会、シニアクラブ、地域住民、警察署、消防署、福祉サービス事業者、商店街等とともに、

- ・ 「介護予防地域ケア会議」から出た意見をもとに新たなインフォーマルサービスの創出につなげます。
- ・ 「8050問題についての地域ケア会議」「認知症の方への関わりについての地域ケア会議」から、地域での緩やかな見守り体制づくりや現在作成されている「見守りチェックシート」をより使いやすいものへ作り変えます。



個別レベル、包括レベルの地域ケア会議から  
区域レベルの地域ケア会議へつなげます

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について  
事業実施に係る人員の確保・育成、指定居宅介護支援事業者への業務委託についての選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

**指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）**

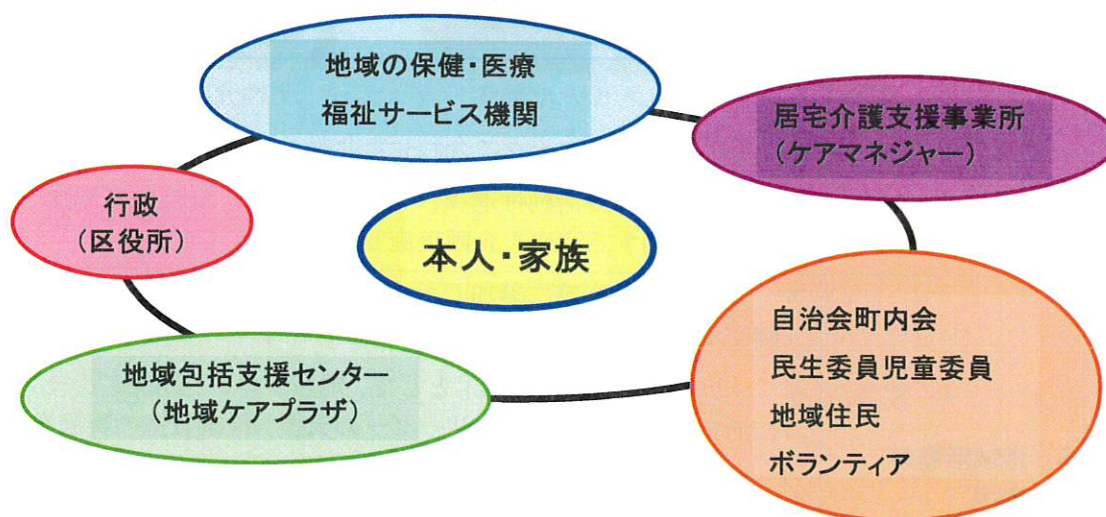
■ 運営方針

高齢化が進み、要支援者が増える傾向にある中、要支援者の意思及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを提供することで、お客さまが住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

お一人おひとりの心身状況や環境に応じて、ご本人と計画作成者がともに目標に向けて取り組むことを大切にし、きめ細やかな対応を行います。

1) 人材の確保・育成	地域ニーズに適合した人材を確保し、介護予防ケアプラン作成担当者の専門性を高めるため、採用時及び定期研修を年1回以上実施します。
2) コンプライアンスの徹底	関係法令の遵守を基本とし、地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供されるよう、公正中立な立場に立ち、介護予防プランを作成します。
3) 居宅介護支援事業所との連携	お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう委託先のケアマネジャーと連携し、支援を行います。
4) その他	生活支援コーディネーターと協働し、地域のインフォーマルサービスを利用した介護予防プランを作成します。



**関係機関との連携**





キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について


市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）	
<p><b>■ 運営方針</b></p> <p>地域包括ケアシステム」構築のためにも、介護予防事業及び普及啓発活動は大変重要であると考えています。担当地域の要支援・要介護率は多少減少しているものの、高齢者は増加傾向にあります。「自立を支援する」「要支援・要介護状態になることを遅らせる」「維持・改善を図る」ことを目的とし、実際の支援活動だけではなく、普及啓発にも取り組みます。</p>	
<p>1) 普及啓発</p>	<p>ア 地域の民生委員、保健活動推進員との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、介護予防に関する意識の啓発を行います。</p> <p>イ 介護予防の普及に向け、地域ケアプラザで介護予防教室や講座等を企画実施します。また、地域ケアプラザから遠い地域で身近な町内会館、市営住宅等の集会所をお借りして、出張による介護予防教室や講座等を企画実施します。</p> <p>ウ 区役所、栄区社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、区内の地域ケアプラザ、医療機関、在宅サービス機関、学校、商店等と連携し、介護予防の必要性の普及・啓発を行います。</p>
<p>2) 介護予防事業の展開</p>	<p>ア 「歩く」をテーマに、ノルディックウォーキングやスクエアステップ、姿勢を重視したウォーキング等を継続的に企画実施します。</p> <p>イ 認知症予防に定評のあるスリーAを使った認知症予防教室を開催します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>スリーA講座</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>男性介護予防教室</p> </div> </div> <p>ウ 男性、女性それぞれに合わせた介護予防教室などを開催します。</p> <p>エ 区役所、保健活動推進員、企業と連携し、口腔ケアや食べること等「口」に関する講座を企画実施します。</p>
<p>3) 地域活動の支援</p>	<p>ア 介護予防教室等に参加した方が、自主的に活動できるよう、地域活動交流コーディネーターと連携し、自主事業の立ち上げ支援をします。</p> <p>イ 「サロン支援者交流会」として、地域サロン、体操グループが継続的に活動していけるよう、リーダーの支援、健康教室の実施を行います。</p> <p>ウ 担当エリアの市民キャラバンメイトと連絡会を結成し、認知症サポーター養成講座の企画実施や認知症理解のための風土づくりへの取組を行います。</p> <p>エ 地域ケアプラザから遠い地域での支援者を増やすため、出張講座等を企画実施します。</p>



## ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築	
<p>■ 地域福祉保健計画地区別計画推進会議を通じて、地域の関係団体との連携を密にし、課題の解決に向けて協働します。</p>	
1) 交流会・勉強会	<p>ケアマネジャーや地域の保健・福祉・医療・介護サービス事業者と地域の関係団体とのつながりが強くなるよう交流会や勉強会を実施します。</p> <p>(右) 多職種勉強会</p> 
2) 事例検討会	<p>医療関係者、福祉等のサービス事業者、ケアマネジャー等を招き、地域の課題について情報交換や事例検討会を開催します。</p>
3) ネットワーク強化	<p>地域ケア会議を開催し、介護サービスに限らず障害機関、医療機関、民生委員、自治会町内会、地域のボランティア団体等意見交換の場を設け、地域包括支援ネットワークの強化を行います。</p>

## (5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

居宅介護支援事業	
<p>■ 運営方針</p> <p>要介護者へ質の高いケアマネジメントを実施するため、エリア内のさまざまな関係機関とネットワークを構築し、多職種が協働して対応できる地域に根ざした身近でかつ信頼される事業所となるよう努めます。</p> <p>地域ケアプラザ内の居宅介護支援事業所という特色（土日の対応、連携しやすい環境など）を活かし、地域包括支援センター、生活支援コーディネーターとの連携も密にしながら、きめ細やかに個別対応をします。</p> <p>お客さまの相談に24時間対応できる体制を目指します。</p>	
1) 在宅生活の支援	<p>要介護状態になった方が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、一人ひとりの能力や状態、解決すべき課題（ニーズ）を的確に把握し、心身の状況や環境等に応じた適切なサービス提供に努めます。</p> <p>(自立支援、認知症支援、医療連携、自己実現、家族支援)</p>
2) コンプライアンスの徹底（公正・中立なサービス調整）	<p>関係法令の遵守を基本とし、地域の保健・医療・介護サービス事業者、ボランティア団体等から総合的かつ効率的にサービス提供となるよう、公正・中立な立場に立ち、ケアプランを作成します。</p>



<p>3) サービスの質及び職員の資質向上</p>	<p>ア お客さまやご家族の意向を尊重し、予後予測の視点をもって適正にケアマネジメントができるよう人材育成に努めます。</p> <p>イ 協会では採用時及び定期研修を年1回以上実施するとともに、外部研修や地域包括支援センターが開催する勉強会等に参加しサービスの質の向上に努めます。</p> <p>ウ 定期的に協会本部でケアマネジャー担当者会議を開催し、情報交換や制度理解、ケアプラン作成研修、業務改善等に取り組みます。</p> <p>エ 「自立支援」「認知症支援」「医療連携」に強いケアマネジャーを育成するために、地域の居宅介護支援事業所と定期的に勉強会を行います。</p> <p>オ 週1回、事業所内でケアマネジャー会議を行い、業務内容の確認、共有や対応困難ケースの共有及び事例検討を行い、ケアマネジャーのスキルアップとサービスの質の向上に努めます。</p> <p>カ 栄区ケアマネ連絡会（栄ケアネット）に積極的に参加し、区内のケアマネジャーと情報交換を行います。</p>
<p>4) 指定介護予防支援事業者との連携体制</p>	<p>ア お客さまやご家族の状況に合わせ、効果的な介護予防プランが提示できるよう指定介護予防支援事業者と連携し、支援を行います。</p> <p>イ 指定介護予防支援事業者、生活支援コーディネーター等より情報収集を行い、地域のインフォーマルサービスを利用した介護予防プランを作成します。また、合同で勉強会を実施します。</p>
<p>5) 他の居宅介護支援事業所との連携体制</p>	<p>栄区内の居宅介護支援事業所5事業所で実施している事例検討会「ハナミズキ」（3か月に1回）に参加させていただき、地域内におけるケアマネジャーのスキルアップを図ります。</p>
<p>6) 公の施設における事業者としての役割</p>	<p>自主事業や地域のサロン等にケアマネジャーが伺い、介護保険制度の啓発、ケアマネジャーの役割の説明等を行います。</p>

## 6 収支計画及び指定管理料

### (1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

#### 利用者サービスのための経費に対する考え方

##### 【地区センター】

##### (1) 目的

地区センターでは利用料金収入の一部を利用者に還元することを目的に、利用料金収入見込額の3分の1相当額を、本来の管理運営費とは別に、指定管理料に「ニーズ対応費」として上乗せされています。

そのため、お客さまのサービス向上利便性を図るなどのニーズに対応する費用として、趣旨に沿った目的ですべて執行します。

##### (2) 用途

サービス向上につながるものとして、お客さまが直接使うバトミントラケットや図書の購入、洗面台への自動水栓の設置など利便性向上につながる設備の改修などに利用者の声をお聞きしながら使用します。

### 【地域ケアプラザ】

地域ケアプラザにおける福祉活動のための貸室利用や自主事業等への参加については、無料となっています。なお、地域活動交流事業、地域包括支援センター事業、生活支援体制整備事業におけるテキスト代や材料費等については、実費相当額を徴収させていただきます。

## (2) 収支計画

### ア 収入計画の考え方について

収入計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性等について説明してください。

### 収入計画の考え方

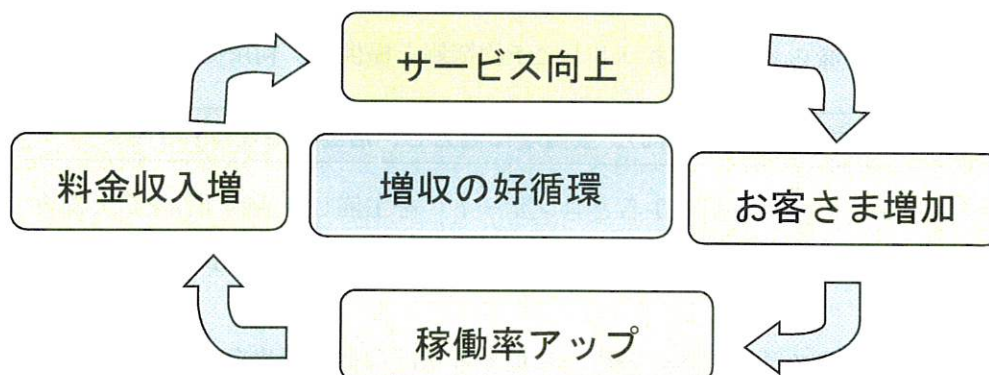
#### 【地区センター】

##### (1) 基本的考え方

指定管理料に頼りすぎることのないよう収入増に努めます。

##### (2) 稼働率向上から利用料金の増収

お客さま満足度の向上に努め、リピート客の増加による稼働率向上、利用料金の増収、利用者サービスの向上の好循環につなげます。



##### (3) 新たな収入源の確保

区内の演劇や音楽などの友好団体が主催するイベントの入場券販売に協力し、手数料収入や自動販売機のメニューを増設することにより、増収につなげます。

##### (4) 自主事業収入の考え方

自主事業は地域の皆さまが気軽に参加できることを第一に、材料費等の実費程度の負担のみをお願いします。

### 【地域ケアプラザ】

(1) 指定管理料のほか、居宅介護支援事業等については、介護保険事業者として介護保険法に定められた介護報酬が収入となります。

##### (2) 自主事業収入の考え方

自主事業は地域の皆さまが気軽に参加できることを第一に、材料費等の実費程度の負担のみをお願いします。



## イ 増収策について

地区センターに係る利用料金収入、自主事業収入及び雑入についての増収策と積算根拠等について具体的に記述してください。

増収策
次の方策により、利用者増の好循環につなげ、増収を目指します。
<b>① 施設の複合化によるメリットを活かし、活動団体のすそ野を広げ事業参加者増を目指します。</b>
ア 地域ケアプラザの持っているノウハウを積極的に取り入れ、シニア対象事業による多世代の参加者獲得や新住民を取り込み、新・旧住民の交流事業を推進します。 イ 館内・外にポスター・チラシの掲出、ホームページやツイッターなど幅広い広報活動を行います。 ウ 自主事業から独立したグループには、一定期間、部屋の優先利用を認め、活動を応援します。
<b>② 部屋の時間貸し制度を導入し、利用促進を図ります。</b>
ア 当日の空き部屋に限り、1時間単位での部屋利用を可能にします。 イ 抽選後の空室を減らすため、ネット上に予約情報を提供し、利用促進に努めます。
<b>③ 活動団体の積極的な紹介 PR を行い、会員増に協力し、活動を活性化します。</b>
ア 毎年5月に栄公会堂で“あらかるとコンサート”を主催し、活動団体を広く紹介します。 イ 3施設合同で実施する施設まつりでは各団体の活動成果を広く区民に見てもらい、活動を応援します。 ウ タッチパネル端末で活動団体の内容、会員募集状況などの情報を広く提供します。 エ 館内に活動団体の作品展示コーナーを設け、活動を応援し、活性化につなげます
<b>④ 各種サービスの向上により雑収入を増やします。</b>
ア 自動販売機メニューの増やホール等の利便性の向上等によりお客さまの増加を図り、収入増につなげます。 イ 各種の友好的な文化・芸術団体が行う公演のチケット販売に協力し、手数料収入の増を図ります。
<b>⑤ 子育て中の保護者の利用を促進します。</b>
地域の「一時保育事業所」と提携し、子育て中の若い保護者の施設の利用や、事業参加の利便を図ります。また、館主催事業のポスター、チラシの掲示を依頼し、利用を促進します。
<b>⑥ 人気刊行物の販売を強化します。</b>
“いちち川ガイド”や“栄の歴史”など区の人気観光スポットを紹介した出版物や歴史刊行物などの販売を強化し、ふるさと PR と共に増収を図ります。

## ウ 支出計画の考え方について

支出計画の基本的な考え方、特徴、独自性、実現性、利用者サービスや修繕費などへの経費配分の考え方等について、運営費等の経費削減の観点も踏まえ、具体的に説明してください。

### 支出計画の基本的な考え方

- 両協会の設立主旨を常に念頭に、常に**営利よりお客さまサービスの向上など、お客さまへの還元**を第一に効果的に支出します。
- **お客さまの相互交流・地域交流**が活発に行われるためのサービスの提供や**地域の福祉保健課題の解決**のために、「経理規程」にしたがって適切に予算執行を行います。
- お客さまの**安全・安心**に配慮し、これに関する経費については最優先に支出して、最善の対応をします。
- 突発的な修繕工事の支出にも対応できるような予算編成をします。
- メリハリのきいた予算支出を行い、増収分は、サービス向上や記念事業などで、**お客さまに還元**します。

### 予算支出の特徴等

#### 【地区センター】

①人件費	労働集約型業態の当施設の運営は、いかにお客さま満足度の向上と効率的な運営を両立させるかが最大の課題です。このため、職場研修(OJT)を中心に職員・スタッフのたゆまぬレベルアップで、 <b>最少人数で最大効果を上げ、市内トップクラスの少数精鋭体制を維持し、人件費の抑制を図りつつ、サービス向上を目指します。</b>
②自主事業	ア 地域活動の拠点であり、地域の交流促進を設置目的とする地区センターにおいて、主催する自主事業はその中核をなす業務です。そのため <b>魅力ある自主事業の企画実施</b> に向けては、予算の重点的な支出を行います。 イ 受益者負担を基本にリーズナブル費用で質の高い事業を目指します。
③施設管理	ア お客さまの <b>安全・安心</b> を第一に配慮し、日常点検により <b>修繕箇所</b> の <b>早期発見・早期対応</b> により大規模修繕の未然防止に努めます。 イ 規定額未滿の修理は、当方の費用負担と責任で迅速に対応します。 ウ お客さまに快適にご利用いただくための日々の清掃については、地域ケアプラザ、区民活動センターとの一括・長期契約により経費を節減します。
④お客さまの声	ア 日々窓口に寄せられる、お客さまの声や、事業実施後のアンケートなど、 <b>お客さま目線を大切にします。</b> イ お客さまから、要望のあった自主事業の実施や、図書・備品の購入については優先度を考慮して、積極的な対応をします。
⑤発注・購入にあたっての考え方	ア 修繕工事や物品購入を発注する場合には、 <b>市内中小業者を優先し、市内経済活性化に寄与</b> します。 イ 契約にあたっては、区内 10 施設を管理している協会のスケールメリットを活かし、価格交渉にのぞみます。



【地域ケアプラザ】

<p>①組織的な取組</p>	<p>ア 指定管理の運営経費が軽減されるよう、組織的に取り組み、全スタッフへコスト意識を徹底させるとともに、建物管理・保守、清掃等の委託業者の選定には、電子入札等を実施し、コストを可能な限り低額に抑えていきます。</p> <p>イ 超過勤務の適正管理を徹底することで、人件費の節減を図ります。</p> <p>ウ 協会が受託している市内 20 館の地域ケアプラザとの合同による車両リースの一括入札や消耗品の共同購入などにより、経費節減を図ります。</p>
<p>②事務の効率化</p>	<p>地域ケアプラザ及び地区センターの労務、経理等の事務処理に関しては、共同事業体として、業務を一体化し、事務の効率化に努めます。</p>
<p>③ヨコハマ 3 R 夢【スリム】プランの推進</p>	<p>ごみの減量や資源のリサイクル、リユースを積極的に実施し、環境への取組に力を入れるとともに、節電、節水をこまめに行い、コピー用紙の裏紙使用などの資源の有効利用を励行します。</p>
<p>④省エネルギー対策</p>	<p>電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心掛け、冬季には服装で調整を行いながら室内温度を調整し、経費節減に努めます。</p> <p>また、不要な照明の消灯、使用していない事務用機器の電源を落として電力の節約を図ります。</p>